

第四百回 参議院補助金等に関する特別委員会会議録第五号

昭和六十一年四月二十三日(水曜日)

午後一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 嶋崎 均君
理事 北 修二君
倉田 寛之君
真鍋 賢二君
矢野俊比古君
穂山 篤君
村沢 牧君
中野 明君

委員

石井 道子君
石本 茂君
金丸 三郎君
河本嘉久蔵君
小林 国司君
坂元 親男君
添田増太郎君
竹山 裕君
松岡満寿男君
吉川 博君
吉村 真事君
高杉 勉忠君
大川 清幸君
中野 鉄造君
佐藤 昭夫君
吉川 春子君
井上 計君
栗林 卓司君
下村 泰君

政府委員

大蔵政務次官 梶原 清君

大蔵省主計局次 保田 博君
事務局側 常任委員会専門 員 桐澤 猛君

参考人

新潟県副知事 金子 清君
全国市長会副会 長 伊勢 市長
全国町村会理事 湯本 安正君
青山学院大学教 授 館 龍一郎君
立命館大学教授 遠藤 晃君
穂波 町 長 山本 滋君

本日の会議に付した案件
○国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。
国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

本日は、本法律案の審査のため、参考人として、午後一時からは地方公共団体の関係者の方々を、また午後三時三十分からは学識経験者の方々をお呼びいたしております。

まず、地方公共団体から、新潟県副知事金子清君、全国市長会副会長・伊勢市長水谷光男君及び全国町村会理事湯本安正君の三名の方々の御出席をいただいております。
この際、参考人の方々にごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙のところ、当委員会に御出席

いただきましてありがとうございます。
本日は、本法律案につきまして忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にしたいと思っておりますので、よろしく御願いたします。

なお、議事の進め方について申し上げます。

まず、一人十五分程度順次御意見を述べいただき、その後各委員の質疑に対してお答えいただきます。何とぞよろしく御願いたします。

それでは、金子参考人からお願いいたします。

金子参考人。
○参考人(金子清君) ただいま御紹介をいただき、また新潟県副知事の方でございまして、

諸先生方には、日ごろ地方行政の諸問題につきまして格別の御理解と御高配を賜っており、また本日は、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に關しまして地方団体の意見を申し上げる機会を与えていただき、衷心より感謝申し上げます。

御案内のとおり、国は昭和六十年度の予算編成におきまして生活保護費などの補助負担率を一律に引き下げたのでありますが、この措置は一年限りの暫定措置とされ、昭和六十一年度以降の補助負担率のあり方につきましては、政府部内に設けられました補助金問題検討会において、昨年の五月以来十二月の予算内示の直前まで調査、検討が行われ、十二月二十日に国庫補助負担率の見直し及び補助負担率のあり方を内容とした最終報告が提出されたところであります。

同報告書を見ましたところ、老人福祉、児童福祉などの入所措置の関係につきましては一応の事務の見直しが行われたようでありまして、生活保護費につきましては、生活保護行政が国民に健康で文化的な最低限度の生活水準を保障する制度

であるということから、国の責任の度合いを考慮して従来どおり国庫補助負担率を十分の八とするということが適当であるという意見と、国庫補助負担率の体系的な見直しの観点から三分の二とするのが適当であるとする意見とが対立いたしました。両論併記となっております。

政府は、この報告を受け直ちに生活保護費の取り扱いにつきまして関係省庁の意見調整を行ったところでありまして、これが難航し、結局この件は、政府・与党連絡会議に持ち込まれた結果、生活保護に係る補助率につきましては本来十分の八であるべきであるが国の財政事情を考慮して今後三年間緊急避難的に十分の七とする、また、たばこ消費税の税率を引き上げ、国の増収分も地方の収入とするという臨時異例の措置を講ずるという裁定がなされたというふうに伺っております。

以上のような経過を経て、昭和六十一年度の予算におきましては児童福祉、老人福祉などの入所措置の関係については二分の一、生活保護費については昭和六十年度に引き続き十分の七とされ、その他公共事業などにつきましては昭和六十年度よりさらに引き下げられたところでありまして、私どももいたしましては、国と地方との間の機能分担のあり方を初め、事務事業の見直しについての十分な論議が尽くされないうままにこのような補助負担率の引き下げが行われましたことは甚だ残念に存じておる次第でございます。

今回の引き下げは三年間の暫定措置とされておりますので、昭和六十一年度以降のあり方につきましては、暫定期間中において国、地方の役割分担及び財源配分のあり方などともに抜本的な見直しを行った上で、私どもも納得できる適切な措置を講じていただき、国、地方を通ずる真の行政改革と財政再建が図られますよう期待申し上げます。

今さら申し上げるまでもなく、私どもは国庫補助金などの整理合理化はすべて反対であるというふうな申し上げているものではございません。国、地方を通ずる行政の簡素合理化を進め、中央集中の排除と地方分権の確立という基本的方向に沿った国庫補助金などの整理合理化には、私どももいたしまして進んでこれに協力申し上げるという考え方を持っております。このため私どもは、今回のようなやり方ではなく、地方制度調査会の答申でも提言されておりますように、補助金額が少額なもの、実質的な補助率が著しく低いもの、職員設置費の例に見られるような地方行政として既に定着、同化している事務事業に対する国の補助金などは整理し、地方交付税などによる財源措置に振りかえるべきであると考えております。

また、会館など公共施設の整備は、本来地方団体が自主的に対応すべきものと考えられますので、そのような観点からこれら国庫補助金は極力整理し、地方債及び地方交付税による財源措置に振りかえることとすべきであると考えております。このようにすることによりまして、地方の自主性、自律性も強化され、国、地方を通ずる行政と負担も大幅に軽減され、国、地方を通ずる行政改革と財政再建にも大きく寄与することができると存じております。

御承知のとおり、地方財政は昭和六十一年度末におきまして五十八兆八千億円に上る借入金を抱え極めて厳しい状況に置かれております。また公債費負担比率も逐年上昇いたし、公債費負担比率が危険ラインと言われております二〇％を超える団体が昭和五十九年度決算では一千三十三団体、全体の三一・三％と前年度の八百二十団体に比べ大幅に増加しており、個々の地方団体は苦しい財政運営を余儀なくされている実情にございます。したがって、このような借金依存体質から速やかに脱却し、地方財政構造の健全化を図ることが急務となっております。このため、地方自主財源の強化充実、とりわけ

地方税源の充実、地方交付税総額の確保が図られなければならないと存じております。しかるに、過般来の新聞報道などによりまして、臨時行政改革推進審議会の推進状況調査小委員会におきまして、地方交付税に関する諸問題などが論議されているやに仄聞いたしております。御承知のように、地方交付税制度は国、地方間の財源配分にかかわる問題であり、総体としての国、地方間の費用負担及び財源配分の状況等を十分に検討した上でそのあり方が論ぜられるべきであると存じております。これらの検討が行われなまま軽々に交付税率引き下げといった論議がなされているとすれば、極めて不適当であるというふうに存じております。

また、現在、交付税特別会計は五兆七千億円に上る借入金を抱えておりまして、これらの検討に当たってはこの点も十分留意されるべきであるというふうに考えております。

なお、本年度におきましてはシャープ勧告以来の税制の抜本的改革も検討されているというふうな傾向に存しております。この機会に国、地方を通ずる税制につきましても本格的見直しをしていただき、地方税源に占める地方税の収入割合を引き上げ、地方の自主財源を強化し、国と地方の役割分担に基づいた適切な財源配分が図られまして円滑な地方財政運営が期せられよう、適切な財政措置を昭和六十二年度から講じていただきたいというふうに存じておるところでございます。

以上、簡単にございますが、私ども地方団体の立場から、特に全国知事会の立場から意見を申し上げさせていただきますので、よろしく願ひいたします。

○委員長(嶋崎均君) ありがとうございます。次に、水谷参考人をお願いいたします。水谷参考人。

○参考人(水谷光男君) 全国市長会の副会長をいたしております伊勢市長の水谷光男でございます。参議院補助金等に関する特別委員会の諸先生方

には、地方行政の諸問題につきまして日ごろ格別の御理解、御尽力を賜っておりますこと、この機会に心から厚く感謝申し上げます。

本日は、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして意見を申し述べたい機会をいただきましたので、都市行政に直接かかわっております市長の立場から意見を申し述べさせていただきます。ただいま果敢を代表して御説明がございましたが、若干重複する点もございますが、お許しをいただきと存じます。

御案内のとおり、地方財政は地方財政計画に沿って運営されておるわけでございますが、昭和六十一年度の計画規模は総額で五十二兆八千四百五十八億円、前年度対比四・六％の増となり、国の予算の伸び率三・〇％を上回るものとなっております。一般財源は六％の増、一般財源比率も六五・一％となるなど、内容は改善されてきております。しかし、国庫補助負担率の引き下げに伴う影響額を補てんするため、建設地方債が九千三百億円増発され、そのために地方債依存度が前年度の七・八％から八・四％に押し上げられることとなったのでございます。

さらに、地方財政は六十一年度末におきまして、ただいまお話しございましたように五十八兆円を超える借入金残高を抱えるなど、極めて厳しい状況に置かれておりまして、個々の地方団体につきましても公債費負担比率が年々上昇いたしまして、二〇％を超える団体が一千三十三団体と前年度の八百二十団体と比べて大幅な増加を示しております。財政の硬直化が一段と進んでいるのが実態でございます。地方団体は財政難であるからといってやめてしまふことができない住民に直結した行政が大部分でございます上、歳入構造から見ましても自主財源が極めて乏しく、その上、国の制度、施策の影響を強く受けるという特質を持っております。

また、地方団体は三千三百余の個別の財政主体の集合体であり、税収の伸び悩みにより予算編成

にも四苦八苦しているところが数多くあることを等々考えますと、現下の地方財政の実態は全く予断を許さない状況にありまして、地方財政の健全化はまだまだと言わざるを得ないのでございます。

地方団体におきましても、この危機を打開すべく事務事業の見直し、組織機構の簡素化、職員の給与、定員の適正化、経費の節減合理化等に努め、みずから努力しているところでございますが、地方財政の現状に対する十分な認識が得られず、国と地方団体の財政状況を単純に比較論評する向きもございまして、時としては地方財政の方が国より余裕があるとの見方があることは極めて残念に存じておる次第でございます。

さて、国庫補助負担率の引き下げ問題についてでございます。

ただいま申し述べてまいりましたような地方財政の状況の中にあつて、国の厳しい財政事情により国庫補助負担率の引き下げが昭和六十一年度の予算編成において行われたのでございます。その際、私どもは総力を挙げてその反対運動を展開したのでございますが、結局、これは一年限りの暫定措置である、地方負担の増加についても全額補てんするというところでございまして、不本意でございましたが、これを受け入れることとしたわけでございます。

その後、昭和六十一年度以降の補助負担率のあり方につきましても、補助金問題関係協議会のもとに設けられました補助金問題検討会において検討が続けられたのでございますが、昨年十二月二十日の最終報告に至りましても、生活保護費の負担率につきましても、「補助率の体系的な見直しの観点から三分の二とする」意見と、「国の責任の度合を考慮して、従来どおり十分の八とする」意見、両論併記することとなったのでございます。

このため、補助金問題関係協議会及び自治、大蔵両大臣の折衝を行ったのでございまして、ここにおきましても意見の一致を見られず、最終的には自民党裁定により決着が図られたのでございます。

その主な内容として、生活保護費の補助率は十分の七とする、老人福祉、児童福祉等については機関委任事務を団体委任事務としてその補助率を二分の一とする、公共事業の補助率は二分の一を超えるものについては六十年度の補助率からさらに一段階引き下げる、補助率引き下げ措置は今後三年間の暫定措置となっておりまして、私も地方団体にありまして非常に厳しいものとなっております。幸い、昭和六十一年度につきましては、たばこ消費税の税率引き上げという補てん措置を含む財源措置がなされ、またある程度事務の見直し等が行われておりまして、私もといたしまして今回の措置もやむを得ないと判断しております。

これまで私どもは、国庫補助金等の整理合理化に当たりましては、地方団体の事務事業として既に同化、定着しているものなど地方の自主性にゆだねることが適切と考えられる補助金や人件費、法施行事務費等運営費に係る補助金につきましては、これを廃止し、縮減し、地方一般財源に移行することを基本として推進するとともに、存続する補助金等につきましては類似ないし同一目的の補助金等の統合・メニュー化、補助金等の交付手続の簡素合理化を図ること等を一貫して主張してまいりました。具体的な提案もさせていただいてまいりましたところがございます。こうすることによりまして、地方の自主性、自律性も強化されますとともに、国の事務と負担もまた大幅に軽減され、財政再建にも大きく寄与することができると信ずるのでございます。

このように、私も地方団体は、補助金の整理合理化にすべて反対というものではございません。地方団体が意見を申し上げますのは補助金等の削減のやり方に対してでありまして、筋の通った整理合理化ならむしろ協力を惜しまないところでございます。今回の措置は三年間の暫定措置とされておりまして、その後の見直しに当たって、地方団体の自主性、自律性の尊重の観点に立つた、私も十分に納得のいく整理合理化を推進していただきたいと存じております。

進んでいただきたいと存じております。

なお、法案の審議、取り扱いにつきましては、私ももとよりよく申し上げる筋合いではございませんけれども、直接地方行政を執行する立場にある者としていたしましては、本法案の審議経過に大きな関心を寄せているところでございます。

御承知のように、本法案におきましては、地方団体の数多くの事業とかかわっております。その影響は極めて大きいものがございます。幸い昨年度は、先生方初め関係の皆様の御尽力によりまして、法案成立後国費の繰り上げ交付等所要の措置を講じていただきましたので事業執行に事なきを得たのでございますが、本年度におきましても円滑な事業執行ができれば、本年度におきましても御配慮をお願い申し上げます。

最後に、国民健康保険につきましてもこの機会にお願い申し上げます。

国民健康保険は、現在退職者医療制度の創設に伴う見込み違いによる負担増のため、極めて厳しい状況下でございます。この見込み違いによる不足財源の補てん等につきましては、昭和六十年度の補正におきまして一千三百六十七億二千五百万円が措置されましたが、この措置によりましてもお十分ではないと存じますので、今後とも国の絶大な対応をお願いしたいと存じます。

また、今国会に提出されております老人保健法等の一部を改正する法律案は、受益者負担による一部負担の見直しや加入者率の引き上げを行い、来るべき高齢化社会に対応した老人保健制度を構築するとともに、国保財政の危機を克服するための必要最小限の緊急措置であると存じます。同法案の速やかな成立につきましてもあわせてお願い申し上げます。

以上、市長の立場から忌憚のない意見を申し述べさせていただきます。地方財政の厳しい実情を何とぞ御理解くださいます。格別の御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。私の公述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(嶋崎均君) ありがとうございます。湯本参考人にお願ひいたします。湯本参考人。

○参考人(湯本安正君) ただいま御紹介をちょうだいいたしました全国町村会理事、長野県木島平村長の湯本でございます。

先生方には、常々地方行政問題に関しまして格別の御理解と御尽力を賜り、また本日は、町村を代表して意見を申し述べ機会をお与えいただきましてまことにありがとうございます。衷心より厚くお礼を申し上げます。

補助金問題につきましては、既に金子副知事さんあるいは水谷市長さんからお話がありまして、重複を避けて簡単に申し上げます。

昨年、補助金問題検討会を中心としつつ補助金問題は検討されてきたわけでありまして、現下の情勢において万やむを得ざるものとして不意ながら受け入れざるを得なかった次第であります。事務事業の十分な見直しのないままの引き下げ措置は、今後絶対にとつていただきたくないということをお願い申し上げます。

私も町村は、財政規模が平均三十億弱でありまして、一般財源は平均十六億程度という弱小な財政規模であり、公債費負担比率も二〇%を超える団体も非常に多い状況でありまして、既に今も市長さんからお話のとおりであります。地方に財政負担が転嫁された場合には財政的に大きな負担となるわけでありまして、何分よろしく願いを申し上げます。

これと関連いたしまして、最近政府の行革審において、地方への財政負担の転嫁にとどまらず、私も弱小町村の切り捨てに連なるような町村合併を推進しようとする動きすらあるやに伺っております。大変重大な、しかも町村の存亡にかかわる問題として受けとめている次第でございます。

町村は、弱小といえどもそれぞれの地域の実情を生かしつつ、真の住民福祉の向上を図るべく努力を重ね、現にその効果を発揮しつつある町村も

多い次第であります。そういうことから、弱小町村は合併してしまうということではなく、各町村が過疎町村であれ山村であれ、それぞれ成り立っていくような財政措置をぜひお願い申し上げます。

またこうした財政環境の厳しい折から、国の財源等を合併町村にのみ手厚く配分するといった偏った財政措置によりまして、合併を自主的に望んでいない町村まで合併に迫り込まれ、切り捨てられていくというような事態の起こらないように国の財政措置には十分慎重な御配慮をお願いいたします。

補助負担金等に関する意見は以上でありまして、地方自治の現場を預かる立場から忌憚のない意見をお願いしたかったと申し上げさせていただきます。

経費の削減等には個々の団体が国と一丸となって取り組んでまいりたいと存じておりますので、本法案につきましても速やかな成立をお願い申し上げます。簡単でありましても私の公述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(嶋崎均君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 私は社会党の村沢牧であります。参考人の皆さん方には大変お忙しいところを御出席いただきまして、貴重な御意見ありがとうございます。

まず、御三人の参考人にお伺いしたいのであります。昨年の補助金の一律カットは、これは地方団体挙げて抵抗を示した。しかし、これは一年限りであるからということで政府も約束したわけでありまして、そしてまた、私も国会の審議の中においても、一年限りにしないという附帯決議もつけておりました。六十一年度の予算編成に對しまして、地方団体から政府に対して補助金カットについていろいろな要請が出されたことは承知をいたしております。しかし、一年

限りという法律が今度また出されてきたわけでありますが、その中身を見ますと、提出した方法も昨年と大体同じような方法で提出している。しかもなお、内容に至りましては補助金のカット率を拡大いたしまして、例えば二分の一以下のものについてもカットをするというようなこと、それからまた、国の財政負担を昭和六十六年以降に先送りをするという、こういう内容が出されておるわけでありまして、こうしたことに對して地方団体はどういう気持ちでもって受けとめていらっしゃるのでしょうか、そのことが一点であります。

第一点目であります。地方六団体は地方制度調査会や地方財政審議会の意見等も踏まえまして、お話がありましたように、国と地方の機能分担を見直すことなく、国の補助金を引き下げることは、国の財政負担を地方に転嫁することだ、したがってこのことは行政改革の基本理念にも反する、こういう御意見がずっと出されておったわけでありまして。

そこで、六十一年度の今回の出された法律案は、補助金問題検討会で地方団体の代表の皆様方にも加わっていただいて検討をしたんだから、昨年のようなそういう批判は余り受けませんというように、一部政府も言っているわけでありまして、検討会に検討してもらいましたけれども、この検討の内容は主として国の財政事情を第一義的に考へての検討ではなかったのかな、本当に地方と国との機能分担がうまくいくようなところまで突っ込んでなされた検討であったかどうかという点については私は疑問を持つのであります。地方団体としてはどのようなことを受けとめていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいんです。

それから、ちょっと具体的にありますが、新潟の副知事さんにお聞きしたいんですが、六十一年度に関しましては本年も国庫負担が削減される。新潟県の場合、五十九年度に比べてどのくらい収入不足になるのか。つまり、補助金のカットがなかったらどうであったのかということ、そ

のことによってことしの予算編成も、既に県の予算編成も終わっていると思えますけれども、どういふ対策をとったか、例えば起債の増加とか、あるいはまた地方自治体によつては積立金を崩したところもありますし、つまり県の財政の硬化化ということに對してどういふ影響を及ぼしてくるであらうか。

さらには、国の補助金のカットされて地方の負担が多くなる。そのことによって県独自の、あるいは県単事業といいますが、県単事業の抑制などになつてこないかどうか、そんなようなことについて、新潟県の実情についてお話をいただければ幸いというふうに思います。

まず第一回の質問を終わりたいと思います。

○参考人(金子清君) 答えたいと思います。

まず最初に、補助金のカットにつきましてどういふふうな受けとめておるかということでございますが、昨年のカットにつきまして、地方団体としては若千癪耳に水というふうな形で行われたということ、私どもとして強く反対をいたしましたわけでございますし、県議会の議論におきましてもこの問題、いろいろと議論がなされてきたわけでございます。本年度の補助金のカットにつきましては、私どももいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、額も昨年よりも倍以上の額にもなっておりますので、カットそのものに必ずしも賛成をするものではございませんけれども、国の財政事情もあることであり、なおかつ補助金問題検討会で地方団体の代表も入つて議論をされた結果であるということ、それに伴つて財源措置も一応なされたということで、残念ではございますけれどもやむを得ないではないかというふうな受けとめておるわけでございます。

それから、地方六団体としてことしの補助金問題検討会の中の議論というのは国の財政が第一義的でなかったかというお話でございますが、私は検討会の内容につきまして十分承知をいたしておるわけでございますので明確な御答弁はできませんけれども、そういう点はあったのではないか

という感じは持っております。

それから、本件の影響でございますけれども、昭和六十年における補助金の一律削減によりまして影響額でございますが、非公共事業、公共事業合をせまして総額百十二億円というふうな理解をいたしております。補助負担率の引き上げが百十二億円で、義務教育関係の一般財源化で六億四千万円程度というふうな理解をいたしております。それから六十一年度でございますが、約二百十二億円という影響額でございます。

それで、財政運営がどうであったかということでございますけれども、六十一年度におきましては、かなり切り詰めた予算を組んだわけでございますが、その中で当初予算におきましては財政調整基金約九十億の取り崩しということを行いましたし、また六十一年度におきましては八十五億の財調基金とその他の基金十五億程度、約百億の取り崩しということとで予算を組まざるを得なかったというところでございます。

それから、地方債の依存度も六十一年度当初が六%でございましたが、六十一年度には八・一%というところで、地方債依存度が増加しております。今後、財政運営に若干問題を残しておるのではないかと感じはいたしております。

それから県単事業でございますが、六十一年度におきましては前年度より五%だと思っておりますが、カットいたしました。ただ本年度につきましては、国の方の景気対策、公共事業の確保というふうな国の要請もございまして、公共事業も厳しい財政状況でございますが満額消化をいたしますと、三・七%だったと思っておりますけれども、伸びは確保いたしましたところでございます。

以上でございます。

たけれども、地方団体の考え方十分反映申し上げたところでございます。そういうふうなことでございまして、今回の措置はやむを得ないかと存じておるわけでございます。

伊勢市の実情について申し上げますれば、伊勢市は人口約十七千人の都市でございます。影響の問題を申し上げますと、まず昭和六十一年度におきまして影響は、非公共で約二億二千六百万円、公共事業で約一千万円、合計三億三千六百万円となっております。昭和六十一年度における影響額は非公共で約四億三千三百万円、公共事業で約三千万円、合計四億六千六百万円となっております。

そういうことが財政運営にどういふ影響を及ぼしておるか、苦しい財政運営を余儀なくされておるのではないかとこのことでございまして、一般的に申し上げますと、伊勢市の自主的に使用できる財源に大きな制約を受けることは事実でございます。すなわち、四億六千六百万円の一般財源がございましてその数倍の市単独事業が実施されますので、それだけ単独の投資的事業、社会福祉施設の削減が余儀なくされ、行政サービスの低下を来さざるを得ないというふうにも考えられますけれども、しかし幸いにも昭和六十一年度の地方財政対策におきましては、こうした影響額をたばこ消費税の税率引き上げとか交付税総額の特例措置等の措置を講じていただきましたので、当面の財政運営には支障を来たしておらないのでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○参考人(湯本安正君) ただいまの御質問でございますが、それぞれ副知事さん、あるいは市長さんからお話していただきましたように、町村会といつても、機能分担というふうなことをもつとはつきりしていただくことが先決問題だったと、しかしこの問題についても、今回の措置についてはある程度前向きなものが見取れる。ただ単なる地方への転嫁では困るという考え方でありましたが、国と

地方は御承知のように車の両輪でございますが、お互いの財政状況というものを十分に把握しながら、やむを得ないものだったというふうな受けとめ方をいたしておる次第でございます。

うちの村の影響であります。昨年のものはちょっと持参しておりますので、わかりませんが、今年の試算いたしますと、経常ベースでは六百八十万一千円でありまして、公共関係では四千七百七十四万四千円、合わせまして約五千万円というところであります。うちの村の財政規模は、一般会計が二十二億二千八百万円、特別会計合わせ三十億七千万円という程度でございますので、影響としては自治体の規模からいいますと相当大変である、しかし財政措置は講じていただけたので、どうか計画事業の執行には差し支えないというふうに思っております。

以上であります。

○村沢牧君 副知事さんに重ねてお伺いします。今度政府の出した総合経済対策によって御承知のように公共事業を上半期八〇%の前倒し発注する、地方団体に対しても政府の計画がいろいろと伝達されているというふうに思いますが、既に前倒し発注の御準備はされておられるのかどうか。つまり、この法律に關係のない仕事、これが建設省にしても農林省にしても運輸省にしても、約半分はこの法律に抵触しない事業がもう既に箇所づけがされているわけですが、そのことについてはどういうふうになっているのかということと、政府の意図するようには上半期に八〇%の前倒しをするとするならば下半期は一体どうするのか。

新潟は豪雪地帯もあり、いろいろありますから早く仕事をしたいのでしようけれども、下半期になったら仕事はなくなってしまうということでは、これは景気対策にもなりませんし、また実際仕事に携わる人々も非常に困るだろうというふうに思います。これについて、例えば補正予算だと建設公債だとか、あるいは六十二年度の予算の前倒しとか、いろいろ言われておりますけれども、

けれども、下半期に対して何らかのやっぱり国が手を打たないで地方も困るのではないかと、いうふうにお考えになっていらっしゃるのかということ。

もう一点、先ほど来社会福祉の問題について、生活保護費の關係について参考人の皆さん方それぞれお述べになっておったところであります。生活保護費の増大に当りては、国の責任において支出すべきもの、しかも法令によって全国一律の基準によって実施すべきものについて、国の財政上の都合によって一律に率を引き下げる、これは間違いない、私はそういう気持ちを持っています。そこでお話がありましたように、国の補助を三分の二にしよとする厚生省、大蔵省の御意見と、それから十分の八でなくちやいけなという自治省の意見が、最終的には十分の七になった。大変失礼ですが、副知事さん自治省にもおられた経験もあるようでありまして、地方へ行かれて一体どういうふうにお考えになるのか。自治省が言うように十分の八がいいのか、地方の行政を担当してもやっぱり十分の八にしなさいいけなというふうにお考えになられるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○参考人(金子清君) 公共事業の前倒しの問題でございますが、先ほど先生もおっしゃいましたように、本県は豪雪地帯でございますので、例年国の発注率よりも高目に上半期の発注目標を立てておられて、本年度は八五%ということで方針を決めておられて、補助事業、この一律カットに影響を受けるものはまだ内示がないようでございますが、その他の公共事業につきましては鋭意準備をいたしておるところでございます。

また、下期対策でございますが、本年度どうするかということは今から申し上げることもできませんが、昨年度の状況を申し上げますと、国のゼロ国債の割り当ていただきました、特に昨年は県で県単の事業につきましても債務負担行為で発注をするという措置を講じております。本年度におきましても、状況を見てそういう措置を講じな

やならないということも起こるかと思っております。

それから、生活保護費の負担率の問題でございますが、私も、私どもといたしましては、これまで長年にわたって定められた十分の八というルールを守っていたのだという気持ちでございます。いろいろな御議論の中で国の財政上の問題というところが大きく左右したんだと思いますが、補助金問題検討会で十分の七ということの中をとった形で落ちついたということでございます。またそれに対する財源措置も講ぜられたところでございまして、私どもといたしましては、現段階においては現実の問題として十分の七はやむを得ないというふうにお受けとめておるところでございます。

○村沢牧君 市長さんにお伺いしたいんですが、公共事業のうち例えば道路とか河川、治山などは国の補助金が削減された分についてある程度県も見る、市町村も見る、こういうことになろうというふうにお考えですか、しかし農業の基盤整備なんかについてはやっぱりこれも補助金が削減されているんですが、これについても三重県なり市でも削減された分は持つて地元負担はかけない、今までの継続のやつはもちろんなことでございますが、これから新規に採択されるものについても地元には負担をかけない、そういうふうにしておりやうになっていくのかどうかということですね。その辺について市の現状はどうなんでしょうか。

○参考人(水谷光男君) お答えいたします。補助事業につきましては、国の方針もございまして、四カ年で完成するものが一年送りの五年で完成するようになるというふうなことは構造改善事業でも既になされておるわけでございます。補助事業についてはそういうふうなこともやむを得ない。しかし、軽微なものにつきましては、市町村の場合には住民に密接した行政を進めなければなりませんから、そういう財政上弾力的な運営は当然考

ましてはそういう削減分を市で肩がわりするといふふうなことも考えざるを得ないケースもござい

○村沢牧君 そうすると、国の補助金がカットされたからといって、直ちに自治体の首長の皆さん方としては地方住民に転嫁するわけには、いかな。例えば生活保護、非公共の問題についてもそうだと思いますが、公共事業についてもそうですね。そうすると、どうしても自治体で負担をしなければならぬ。それだけ財政も厳しいときでありまして、起債も多くなさないうちに、財政が硬化化してくるという形になり、そのことがやがては地方の住民のサービスが低下してくる、そういう結果になってくる心配があるんですが、どうでしょうか。

○参考人(水谷光男君) 建設公共事業等につきましては、今回の国の建設国債等の増発というふうな措置で対応が出来ます。そういうふうなことでできるだけの制度の弾力的、効率的運用を図りながら、市の財政も勘案しながら私どもの伊勢市としては取り組んでおるのが実情でございます。

○村沢牧君 湯本村長さんにお伺いいたしますが、同じ県でございまして、私も村長さんの村もよく承知してはいるんですが、人口六千人くらいな山村と言っちゃ失礼ですが、豪雪地帯である。村長さんは県の町村会長もやっていらっしゃるし、かつては国の町村会の副会長もやっていらしたというところでありますので、特にそういう山村過疎地方から出てきた村長さんとして、国の補助金のカットされたものについては大変小さい村では響くというふうに思われるんですね。それだけの財政があればいいわけですが、さりとて県単独の仕事のように、補助率が三%、四%の仕事では、山村が持つていって仕事をやるわけにはいかない、どうしても国の仕事に頼らなければならぬというふうに思いますが、そういうことについて山村地域に対して影響が出てくるんではないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

また公共事業だけでなく、福祉、文教、こうしたものも一律に減らされていることは、規模の小さい町村にとっては大変だと思うんですが、どのようにお考えになったり、またどのような御指導をなさっているでしょうか。

○参考人(湯本安正君) ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

我々の地域で一番問題になりますのは、豪雪対策、それから今の過疎対策というようなものに対する補助金の減というものは、これは非常に痛いわけであります。しかし、幸いに過疎地には、国が元利償還七割を見てくれます過疎債がありますので、過疎債の適用等を通じてどうかこの急場をしのいでいくというような考え方で県とも打ち合わせをし、また団体としてもそういうふうな進め方をいたしております。

それから、ほかの公共事業に対する問題であります。まあうちの村等では土地基盤の整備等は既に八五％終わっておりまして、もうほぼ終了に近いわけですが、今年度のため池の整備事業、それから団体営の農地開発補助金等、合わせて三百六十万程度の影響を受けます。そこで、これを直接この負担にはね返らさしてはいけませんので、その分農林漁業資金の借り入れをしてもらいまして、できるだけ長期的に村で償還について一部利子補給をするというような措置を講じまして、理解を得て進めているわけでありま

ほかの問題につきましても、先ほど申し上げましたように、約四千万ばかりの公共事業がありますけれども、一部については財調の取り崩し等も行いまして、この措置を行うというようなことを村ではやっております。全体といたしましては、長野県には過疎地が非常に多いわけでありまして、そういう扱いには意を用いざるを得ないわけでありますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、地方財政はなかなか大変でありますので、全体的な面からぜひ御配慮をいただくようにお願いをいたしました、こう思っております。

○村沢牧君　もう二問ほど副知事さんにお伺いしたいのですが、先ほど御意見の中にもありましたけれども、地方と国との事務事業の見直しですけれども、既に地方の仕事として固定化しているもの、あるいは地方の自主性にゆだねた方がいい、適切と考えられる補助金ですね、これは一般財源化をした方がいいという、これは六団体もそういう御意見なんです、例えば現場の、現場と言っちゃ失礼ですけど、県政を担当されて、こんなものぐらひひとつ県知事に任せろというふうなものもおありになったらまたお示し願いたいというふうに思いますが、私はその場合においても、国の権限を委譲するだけでなくて、権限ばかり委譲してもらったって財源が伴わなきゃ、地方がまた負担するんですから、権限委譲と財源との関係はどういうふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか、そのことが一つ。

それから、これは現在審議中の法律にも関係しますが、例えば老人保護費補助金あるいは児童保護費補助金等が十分の七から十分の五というふうな形に削減をされるわけです。しかし、この法律が成立しないと国は交付ができないということになりますね。しかし、県としては国の法律が成立しないからこの種の出さないでおけるといふわけではないと思いますが、そういう場合に現実にとどのように取り扱っており、あるいはそれに要する起債の利子等はどうのように扱っていらっしゃるのか。国に要求すべきものがあるというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○参考人(金子清君) 国と地方の事務の見直しで特に具体的にどういうものがあるかということでございますが、今ちょっと具体的に例を申し上げるデータを持っておりませんので、差し控えさせていただきます。ただ、問題はやはり、先ほども申しましたように、地方制度調査会が申しておりますような、補助金の額が少額なものとか実質的な補助率が著しく低いものとか職員設置費等の削減、カットをいたしました場合には当然それに見合う一般財源というものを地方税源なりあるいは

交付税によつて措置されるべきものであるというふうを考えております。

それから、補助率カットに伴う老人保健関係あるいは児童福祉関係の事業に伴う支出でございますが、これはこの法案が通らないということですが、補助金の交付がおくれますれば、当然県の一般財源の中で措置をして交付をせざるを得ないということになると思います。その額はちよつと、例えば四月ひと月でどのくらいかは私よく存じませんけれども、ただ、何か昨年は若干のそれに見合う措置が講じられたというふうに理解しております。ことしはどういう措置がいただけるのかちよつと存じませんが、できますればそういう措置を講じていただければありがたいというふうに考えております。

○村沢牧君　どうもありがとうございました、時間ですから。

○矢野俊比古君 私は、自由民主党の矢野俊比古でございます。

きよりは本当に御多忙なところを御出席いただきまして、また有益な御意見をいただいて感謝申し上げる次第でございます。地方行政の本当のエキスパート、深い経験をお持ちのお三方でございますので、私のような素人が御質問するというのは大変おこがましいと思っておりますけれども、ひとつ御教示をいただこうということで御質問をさせていただきます。

御承知のとおり、いわゆる補助金一括法案、まあこし提案されているわけですが、昨年と同様な形で国会に提出がございました。特に昨年の場合には、この一括法の法案の審議をめぐりまして、予算執行上との問題でいろいろと、まあトラブルと申しますか混乱がございまして、こゝとは財政当局あるいは政府当局もそういった過去の、昨年の経緯を、あるいは教訓を踏まえまして、いろいろと予算執行面での配慮というのが加えられておるといふ御説明をいただいているわけでございますけれども、今の状況から昨年来を顧みまして、いわゆる昨年度の地方行政の執行の面で

後遺症というのか、何か問題が残ったことはなかったのか。先ほど総体的にはという水谷参考人の

お話だっと思いますが、支障もなかったという
ようなお話でございましたけれども、いろいろ資
金繰りとか金利の負担というふうなことで地方の
それぞれの行政当局、大変御腐心されたんじやな
いかという気がしているわけでございます。した
がって、そういう点で総体的に、あるいはまたこ
ういった事業事務では大変やりにくかったとい
うようなことがあったのかどうか。特に法律の実
施がおくれたということもございましたので、そ
のをまず伺っておきたいということ。

それから、ことは政府の説明でいろんな配慮をしております、こういうことでございます。四月早々に予算が成立してはほ一カ月たつわけでございますけれども、昨年に比べてその辺が、まあいわば比較して大変改善されているという御認識なのか。しかし、まあ御承知のように、一兆一千七百億でございますか、昨年に比べて倍の、早く言えば地方財政の減額でございますし、いわゆるしわ寄せでございますので、そういうような点でやっぱり相当事業事務の中で支障の分野が残るんじゃないかというような心配もしているわけでございますけれども、そういう点につきましてお三方にそれぞれ御見解をいただきましたらありがたいと思います。

○参考人(金子清君)　昨年の補助金一律カットの場合には、初めてということではいろいろ国会でも御議論がありまして法案の成立がおくれるというところで、特に公共事業を中心といたしまして事業の着手が大変おくれたということで、私どもの地域は雪が早く降りますものですかでできるだけ早く発注しなければならぬということ、非常に事務当局としてはその後の対応に苦慮したわけでございます。ただことしは、伺いますと、補助金カットの対象とならない事業につきましては公共事業につきましては内示をいただいておりますのでございまして、そういう面では昨年よりは事業の発注についてそれほど混乱はない。それから

ら、昨年度末にゼロ国債の配分もいただきましたし、その分の発注もできますので、先ほど申しました八五%の上半期の発注は何か可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、補助金カットに伴ってどういうような影響があるかということでございますが、本県の場合、非常に面積が広い、道路の延長も長いということで道路費の割合が非常に高いわけでございますが、補助金のカットされますと、その補助金の負担につきまして原則的に起債がないというところで、全部が一般財源で見なきゃならないということ、その辺が一般財源の乏しい本県にいたしましては非常にきついなという感じは持っております。

○参考人(水谷光男君) 私、政府のそういう手続によりましてさしたる影響なくして推移したというふうに申し上げました。私もとしまして一番問題にいたしますのは、補助金の一律カットということが国、地方の事務の見直し、要するに国の責任にかかわるもの、地方の責任にかかわるものという役割分担をつまびらかにしていただいてから、そして合理的な補助金のあり方、また金額、そういうものを十分考慮に入れてほしいということが一番大切なところでございまして、六十一年の場合には残念ながらそういう検討がなされないままになされたということをご遺憾に存しておるわけでございます。

幸い六十一年度につきましては、先ほど申し上げましたように、補助金問題検討会という制度を設けられて、そこで、十分ではございませんでしたけれども、そういう考え方のもとに検討をされて、そして補助金のカットを引き続いてされたというところでございます。まだまだ国と地方との事務事業の見直し、役割分担ということについての十分の解明がなされておられませんけれども、今回の措置については昨年よりも前進をしておる、地方団体の私どもの考え方を酌んでいただいております、こういうふうな理解をしておることでございます。しかしながら、そういう検討の上でできる限

り前の補助率に戻してもらいたい、こういうふうには考えておるわけでございます。

○参考人(湯本安正君) ただいま水谷市長さんからお話がありましたことで尽きているわけでありましたが、昨年の場合には非常に事業がおくれて困ったということもありまして、我々も今回の措置においても実は内示をいただいたものと、それからまだ内示をいただけて困っておる問題もございまして、そこでできるだけ、先ほどお願いを申し上げたわけでありまして、補助金等は地方のいろいろな仕事を進める基本になりますので、ぜひ早く御決定をいただいております。申し上げたいというのが我々の基本的な考え方でございますが、よろしくお願いいたします。

○矢野俊比古君 ただいま実は同僚の村沢委員からもちょっと御質問がありました。とにかく今内需拡大ということを何とかしなきゃいけない。総合経済対策でも八〇%近い前倒しということでございます。しかし、やはり今回法律が通りますと、なかなか補助率の変ったものについては実行できないということになってまいります。皆さんのお立場で見ると、政府は内需拡大でそういうものを出しているけれども、今のような状況だといふゆる上期八〇%といひましても、これはやはり恐らく決定しておかないといふ設計とかいろいろの地点決定とかというのには難しゅうなろうと思ふんでございまして、そういうことにも絡まないである程度のところは見通しがついていくのか。簡単に言えば、上期と仮にしたら上期はまず政府見通しどおり全部いっちゃえる、しかし今のような状況だとかなかなかいけな、全体に対してですね、八〇%近いというのは全体の公共事業でいっているわけでございまして、その辺はどんなふうな御印象でございましょうか、教えていただきたいと思ひます。

○参考人(金子清君) 地方団体といたしましては、やはり一日も早く補助金カットの問題につきましても成案が得られまして事業の内示をいただくことを期待いたしておるわけでございまして、先

ほど申しましたように、昨年と比較しますればこのしは若干補助金カットに影響のない分野についての内示をいただいておりますので、事務がそういう面を進められておりますので、昨年よりは若干よいのではないかと思っております。

いづれにいたしましても、私ももといたしますれば、この法案が通り内示があり次第、早急に事務手続を進めて八五%という本県での目標に向けて努力をいたすつもりでございます。

○参考人(水谷光男君) 公共事業の早期着工、早期促進ということで、内需拡大でできる限り前倒しをして地域の経済の活性化を図らなきゃならぬということはお説のとおりでございます。

我々の地方の小都市につきましては、景気の影響が地方にはなかなか及ぶがとうございまして、最近そういう公共事業、特に私どもの町につきましても少のうございまして、そういうふうなことでございまして、地方の業界としては早期発注を非常に強く望んでおるわけでございまして、もちろん公共事業でございまして、国の補助金、県の補助金とかかわり合ひのもとの作業が必要でございまして、今副知事さんもおっしゃられましたように、早く国の補助金も地方に及ぶようにしていただき、そして県との絡みで早期の公共事業に着手をしてできる限り地域活性化に役立てたい、こういうふうな考えでおるわけでございまして、国の対応をよろしくお願いをしたいと思っております。

○参考人(湯本安正君) 先ほど触れましたように、うちの村は豪雪地帯でございます。私の隣村等は一メートル近い雪がまだ平地にございまして、こういうところでございますので、できるだけ早く公共事業の発注をしないといつても会計検査院に怒られてしまう、なにも早く工事をせぬかと。こういうようなことで実はできるだけ公共事業の発注は早目にできるように措置が望ましいわけなんです。そういう点に御配慮をぜひお願いしたいと思ひます。

○矢野俊比古君 それでは次に移りますが、今回

の提案されている法案は、お三方おっしゃいますように一律引き下げというふうなことで、いわば相談もなしというところだった。しかし、今回は補助金問題検討会の答申に基づき、財政制度審議会でも示しているようでございますが、標準的な補助率二分の一という設定をいたしました。例外として高い部分は三分の二だ、それから低いんならば三分の一だ、そういう基本的な考え方のもとで生活保護等各種の福祉分野、いわば非公共事業というんでございましょうか、こういうものについていろいろな補助率が決まり、また公共事業についても港湾改良とか、いろいろと種別ごとに補助率見直しを暫定的に行うということになっているわけでございます。

皆様方は、一応検討会で地方公共団体の御代表という形で御参加されているところでもございまして、もうし、またその答申を受けての先ほど申し上げた御指摘がありました。三分の二か十分の八かという両論併記もあつたのが、十分の七というところに落ちついた。こういふことは、大蔵省あるいは自治省の協議のもとでこういう法案が作成されてきたという経緯だろつと思ふんでございましてけれども、そういう経緯から言いますと、皆様方としてある程度参加もされてきたということから、今のような暫定補助率について恐らく残念ながらやむを得ないと、先ほど金子参考人もそういう御発言でございましたし、湯本参考人も不本意ながらという言葉を使っておられました。

それで、やむを得ないということなんだろうと思ふんでございましてけれども、こういふ今回の法案の内容というのとはにかくといひまして、私としては今後の勉強をさせていただくために、今回のそういう補助率の見直しについて、こういう点は答申の中を選んだにしてもやっぱりちょっときついな、いやな点かという点が、現実の地方行政執行の上で、あるいはさらには大きく言えば理論的にいうこともあるのかもしれない。いづれの面によ、どういふところが大抵非常に、不満という言葉を言ひついかもしれませ

んが、問題、疑問があるんじゃないかということがありだろとか、あるいはこういう事業についてはこういうところがある、その議論の結果はとにかくとして要当と思われんじゃないかというふうなことがございましたら、ひとつそれのお立場で御意見をいただければ幸いです。

○参考人(金子清君) 今回の法案の対象となっております補助金につきましては、この点はこうした方がいいかどうかという問題につきまして、私格別の意見は持っておりません。いろいろ政府部内で関係者をお集めになりまして、御議論いただいた結果でございますので、それぞれの立場を最大公約的に考慮してできた案ではなからうかというふうに思っております。そういうことで、地方団体側として若干先ほど来申しておりますように、補助率をカットされるということについては、基本的に残念なことではございますが、やむを得ないというふうに考えておるわけでございます。

それよりも、私どもは先ほど最初の陳述で申し上げましたように、補助金の整理というものは事務事業の整理をすることによって、事務事業の整理を伴う補助金のカットということではなければ行政改革の実も上がらないのではないかと、いうふうに考えておりました。そういう面での対応ということが、今後こういう問題が議論される場合には第一義的に必要なことではないだろうかというふうに思っております。

○参考人(水谷光男君) ただいま副知事さんがおっしゃられたとおりでございます。補助金の負担率のカットとかいう問題は、国と地方の役割分担、個々の補助金の目的、性質というものを十分考慮をされた上で補助金問題に取り組む必要があると思ふんです。例えば、国と地方と共同の問題については二分の一とか、国の関与の責任の重いものについては当然高率補助、例えば生活保護にかかわる問題とか、国民の生命、健康を守るという

うふうな国民健康保険の問題とか、そういうふうな問題は当然国が関与していく度合い、責任の度合いが高いものでございますから、当然高率補助にしていただかなければいけません。そして、奨励的な補助金等については、これはまた三分の一とかいろいろございましょう。

そういうふうに、やっぱり補助金の目的、性質、国と地方との役割分担、こういうふうなことを考慮いただいて、ぜひぜひ補助金の考え方をまとめてくださればありがたい、こういうふうに考えております。

○参考人(湯本安正君) 重ねてお答えを申し上げます。要するに、事務事業の見直しということが基本になり、さらに機能分担というふうなものが立派に生かされることに初めて補助金の効果というものは高いものだといふふうに私は思っております。我々自治体でも行政改革をやっておりまして、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を生かしているわけでありまして、財政が厳しくなっております。一方では新しい行政需要に対応するという姿勢を我々は持たなければならぬわけでありまして、国の補助金についてもそういう考え方でぜひお願いをいたしたい、こう思っています。

○矢野俊比古君 それでは、最後にお尋ねをいたしますが、ただいま個別、特定の事業でどういふものと言つても大変難しいと、これは今後国と地方の事務の分担、こういうものをよく整理をして、それに適した補助率をむしろ決定をしていく、そういうような前提の中で適正な補助金水準と申しますか、その結果では現行補助金が引き上げられるものもあるだろうしあるいは引き下げられるものもある。今回は昨年に続いて全部引き下げで大変残念だと思ひますが、そういうような引き下げもあれば引き上げもある。こういう考え方、これは地方制度調査会の答申でも恐らくそういう趣旨で書かれていることなんでしょうかと思ふんでございます。

実は、私は素人でございますので非常に勝手な議論になるんですが、地方自治法では固有事務とそれからいわば委任事務という分け方をしております。そして、委任事務の中で団体委任とそれから機関委任というふうな分け方になっているように思ふわけでございます。しかし、現在の地方自治法の固有事務と委任事務というものは、とにかく戦後制定されてずっと四十年たっているわけでございます。随分現状に即さない点もあるんじゃないかなと思ふ。

そうすると、現在ある補助の制度ということから出発するのではなくて、地方自治法のまずその事務は、それぞれ固有事務と一体何だろうという一回見直す、あるいは団体委任事務、機関委任事務というものはそれとどんなになるんだろうか。そういう事務の配分というか、それぞれの事務の中で一つの補助率の適正設定というものが行われて、やはりそれは現実というものの一つの妥協でございますから、あるいは当分の間、あるいはもちろん恒久的に、こういうふうな原則からは例外があり得るというふうなつくり方をするのが非常に合理的じゃないのか。それは同時に、財源というものは当然必要でございます。少なくとも地方の固有事務が原則とすれば、私はもう完全に地方財源で賄われてしかるべきだと思います。また各都道府県のいろいろ格差がありますから、それで完全にカバーできるのかということも実は疑問もありますけれども、観念としてはどうか、基本的な考え方はそういうところからスタートしたかどうかということをお聞きをしたいと思います。

皆様方地方行政のエキスパートとして、私みたいなそういう見方というのは、いやそれが実は、今度の検討会にはこれはまさに臨時的でございましてから別として、地方制度調査会なりあるいは地方財政の審議会なりということではそういうふうな考えになっているんだというふうなことになるのか、その辺の御判断をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○参考人(金子清君) 機関委任事務と団体委任事務の問題につきましては、地方制度調査会がかねてから検討をされておまして、いろいろと提言もなされておるわけでございます。私どももいたしますればできる限り機関委任事務をなくして団体委任事務に移行すべきではないかという意見を持っております。補助金の問題につきましては、先ほど市長会の代表の市長さんが申されましたように、国と地方の役割分担に際した補助金の負担率というものを検討していくということがやはり一つの方向ではないだろうかというふうに思っております。

○参考人(水谷光男君) ただいまお話がございましたとおりでございます。我々としては、わかりやすく申し上げますれば、地方の住民サイドに立つて簡便な事務手続で行政ニーズにこたえられるというふうな事務を我々は望むのでございます。ですから、補助金の整理というものと関係をして事務事業を見直していただく場合には、地域住民にとつて早くそのニーズにこたえられる行政事務ができるように、そういうふうなことを望むわけでございます。具体的には、保育所の措置費なんかは一々上部の方に御相談しなくても各首長さんで対応ができるというふうな、そういうふうなことが住民サイドに立つた行政ではないか、こういうふうに考えておりますので、しかるべく団体事務というふうなことを望んでおるわけでございます。

○参考人(湯本安正君) 事務事業の方の見直しにおいては、できるだけ団体委任を県に大幅にお願いをする、それから市町村には機関委任というふうな形を相当大幅にお願いをするというふうな格好が出てきて、それに伴う財源の再配分ということが考えられると自治体の機能というものはさらに私は高まるというふうなことは思っております。

○矢野俊比古君 どうもありがとうございます。

○中野明君 公明党の中野明でございます。

きょうは参考人の皆さんには大変お忙しいところ、ありがとうございます。二、三お尋ねをしたいと思ひます。

私たちは、今回の補助の率の引き下げ、これは昨年に続いて国の財政の都合で地方に国の負担を肩がわりさせている、こういうふうな認識を持っております。この点について皆さん方は、やはりこれは明らかに肩がわりだと、こういうふうな思ひでおられるかどうか、お三方にお願いをしたいと思ひます。

○参考人(金子清君) 昨年とことし、二年続きました補助金のカットの問題でございますが、やはりその背景には、国の財政事情に基づく地方への負担転嫁と申しますか、地方に相応の負担をお願いしたいという国の気持ちが入っているというふうに理解はいたしております。

○参考人(水谷光男君) 先ほどお答えを申しましたけれども、今回の措置は国の厳しい財政にかんがみて暫定措置として引き下げを行うということでございますが、前回に比べて私どもの地方団体の代表も入った検討会で論議されて、一応我々の考えを踏まえての事務事業の見直しということでございますから、やむを得ないと考えておるわけでございます。

そして、そういう補助金の一律カットによるこの地方財政への影響を極力カバーするため、たばこ消費税とか建設地方債の発行とか、そういうふうな措置で一応地方財源対策も考慮されておられますので、我々としては、国も苦しいときでございますから地方団体も我慢をして協力する、親子の関係でございますから、しかし地方団体も大変厳しい状況でございますから、唇齒輔車の関係ということで取り組んでいきたいと思ひておるわけでございます。

○参考人(湯本安正君) 今御指摘の問題は、機能分担が完全になって補助率を改定されるということになりますとそういう感じを持たなくて済むわけでありまして、機能分担が十分に明確になったというところまでいっておりませんので、

ういう印象を受けるわけであります。しかし政府ではそれぞれ対応を考えていただいておりますので、お互いにひとつ苦しみを分かち合おうという考え方でいるわけであります。

○中野明君 公経済の中で、ただ率の変更だけでこういうことを繰り返していったのでは、行政改革にもならないし財政再建にもならない。ですから、こんなことをする間に、国が苦しいのであれば苦しいところが行政改革をしっかりとやって、そして財政を再建していくことが基本である、私はこういう考えを持っております。

それで、皆さん方のお話を聞いていると、国の方が何とか財源の手当てをしてくれたので、まあまあ満足だけれども万やむを得ぬと、こういうふうな聞こえるんですが、そうしますと、お尋ねしたいことは、国の方がそんなに手当てをして、そして国会でも去年に続いてことしと大騒ぎをしてやるだけのメリットと云うんですかね、何のためにこんなことをしなきゃいかぬのだから、ちゃんと手当てをするのならば、もうそんなことをせずに国の方で今までもやりやっておけばいいじゃないか、あなたの方が困らぬのだったら何でこんなに大騒ぎしなきゃならぬのかというのが私たちの何とも言えない気持ちであります。

この点について、皆さんにお尋ねするのはどうかと思ひますので金子参考人にお尋ねをします。が、こういうことをしてこのだれがメリットがあるのか、逆に私はこういうことをすることによって国民にはデメリットが出てくる、こういうふうに見ているのですが、立場上言いくいにかもしれませんが、せつかくおいていただいたんですから代表して率直な御意見を聞きたいと思ひます。

○参考人(金子清君) 非常に難しい質問でございますが、先生おっしゃいますように国も地方も同じ公経済でございますので、公経済の中で国の財政と地方財政がどういふふうに分担し合うかという問題の話だろと思ひます。

率直に申し上げますと、やはり同規模の財政支出をするとなれば、補助金カットをしないのでその分国の予算額をふやすということで、その分を地方に補助金をそのまま流すということで問題を解決はできないことではないと思ひますけれども、それはやはり国のいろいろな一般歳出のマイナーステリリングとか、そういう基本的な財政再建の方針と申しますか、そういう問題もあってこういうことが行われておるのではないかと私は思っております。

○中野明君 お立場上大変答えにくいことを聞いてしまつて申しわけないと思ひますが、結局私たちが感じでは、国債を発行しなければならぬというところを地方債に名前を変えただけで、国の予算を圧縮したというふうに見せているだけであつて、公経済の中では何にも変わっていないという事なんです。ですから、こういうことをして何のメリットがあるのだからかというのを私たちは非常に疑問に思つておるので、ちょっとお聞きしてみたいわけです。

もう一点は、これはそれぞれの会の代表としておいでをいただいたものと思ひますので、ことしは正式に皆さんの方から直接私自身も伺ひしたことがないんですが、今回のこの法案についてそれぞれの知事会、市長会、町村長会は賛成なんです、反対なんです、その辺おっしゃってください。

○参考人(金子清君) 法案につきましては先ほど来申しておりますように、補助金問題検討会におきまして地方三団体の代表も入って一応こういう結論が出たことに基づき法案でございますので、私ももといたしますればやむを得ないものというふうに考えております。

○参考人(水谷光男君) 地方財政といえども国家財政の枠組みという中で編成でございます。ですから、国の財政と地方の財政とは緊密な関係があるわけでございます。そういうふうな観点から今回の措置はやむを得ないと、こういうふうに理解しております。

○参考人(湯本安正君) 冒頭にも申し上げましたように、我々はやむを得ないという面を考えまして、一応町村会といたしましては促進を図るというふうにいたしました。

○中野明君 聞きますところによりますと、湯本参考人は補助金問題検討会の一員だと聞いておるんですが、それで湯本参考人にちょっと教えてもらいたいですか、この「むすび」のところでは「国・地方の財源配分のあり方についての技術的な見直しは今後の課題とされている」というふうな「むすび」に出ているんですね。だからもう初めから補助金問題検討会というのは、地方の財源配分のあり方についてはもう一切検討しない、こういう前提で検討会に入つたんですか。これはこの「今後の課題とされている」と決定的におっしゃっているんで、これはこういうふうな決めて財源配分のことはもうやってくださるな、抜本的な見直し、そのことについては触れてくださるなと、こういうことで検討会というのは検討されたんでしょ、どうでしょう。

○参考人(湯本安正君) 検討会の結論的な問題につきましては後刻、検討委員の代表の皆さんも御出席で意見の開陳があるようでありまして、私から特段申し上げることを控えたいと思ひますけれども、この問題は補助金問題検討会で十分に機能分担等を討議する時間的ゆとりを持てなかつた、これはもちろんこういう議論を重ねてきたわけでありまして、そこで、そういう問題については引き続き検討していくんだという考え方をここにうたわれたものというふうに解釈をいたしております。

○中野明君 とにかく、去年一年間の暫定ということになって、そして国会で大騒ぎになって、皆さん方の方も大変お困りになって、結論としてこういう一方的なやり方はいかぬということ役割分担をきちんとして、一年間かかってきちんとして、そして来年には結論を出します、こう言つて出しているわけですね。

その出てきた結論が、一番大事な財源配分を棚上げにしておいて出てきたものですからやはり暫

定にせざるを得ぬ、こういうことになったわけですね。ですから国会の、私たちはきのうも大蔵大臣にも申し上げたんですけれども、何かベテンにかけているのと違うかと、ベテンにかかったみたいなものだというのを言うわけですね。ところが、こういういろいろ皆さん方のお話を、去年もそうだったんですが、去年も地方公共団体から参考人に出てきていただいて、そしてちょっと怒ったかどうか、これぐらい一方的にばかりにされた話はないですよと言ったんですけれども、いや泣く子と地頭には勝てませんという市長さんが出てきまして、これはひどいことだな、こういう今の地方自治ということから考えたら、泣く子と地頭に勝てぬというように思いをさせるというやり方というのは民主政治じゃないと、私たちはそのように感じたわけですね。

それで、去年余り怒られなかったから、だからまた今年三年になったんです。だから去年もうちよと怒っておいた方がよかったです。わかないかと思うんですが、こし余り皆さん怒っているようにないから、そうするとこれ恒久的になるおそれがありますよと私たちは心配をするわけです。それは言にくい立場はわかりますよ。わかりますけれども、せつかく出てきていただいて公の席で意見を言っていたら怒るときは怒る、わかつときはわかつとしていただかないと、ずつとさつきから聞いていると余り怒っておられない、何かもうしようなお話なんです、そういうことで補助金検討会にもし知事会あるいは市長会、町村会が入れられているとしたら、あなた方は納得するための手段に使われているんじゃないか、そういう感じがしてなりません。

ですから、きょうはもうよろしいです、今から怒れと言ったって無理でしょうから。理不尽といえば語弊がありますが、不都合なら不都合だということ、やはりそれが地方自治だろうと思うんですが、そういうふうになるだけ意見を言ったり、あらゆる機会にそういうことを述べてい

ただきたいなと私たちは思います。いずれにしても、行政改革が叫ばれているときにこのような率をいろうというようなことは、これはもう行政改革の本旨に外れているわけですね。率をいろうよりも、先ほどからお話が出ておりますように少額の補助金をとにかく切る、不要不急の補助金を切るといのが行政改革であります。

それからもう一つ、最後に一点だけお尋ねしておきますが、去年私はこれもお聞きしたんですが、非常に細かい補助金があります。わずかな補助金でもその事務手続は同じことですから、例えば二十万の補助金をもらうのに事務の手続の費用、書類をつくったりする費用に四十万もかかるというふうな補助金はもう皆さん方としては要らぬはずなんです。ところが、それをお尋ねしたら、いや書類を山に積んでもいいから、どんなに少ない補助金でも欲しいとおっしゃった市長さんがいたわけですね、もし皆さん方がそういうお考えがいまだにあるとしたら私は行政改革はできないと残念でたまりません。

恐らく、自分の金だったら二十万のお金をもらうのに四十万の金を使ってもう人はいないと思います。それだったら二十万自分で用意した方がよっぽどましですわ、二十万得ですから。ところが公経済だから、だから自分の部下がどんなに苦勞しようとして二十万の補助金が入ってくれば四十万使っても構わぬという考え方を地方公共団体の責任者の皆さん方に改めていただかない限り行政改革は進まないかと、私はこのように思っています。結構です、その意見どうでしょう。

○参考人(湯本安正君) お答えを申し上げたいと思います。

町村会といまして少し補助金は整理をしていただくことには賛成をしているわけでありまして、これは今先生おっしゃったように、非常に少額の補助金をいろいろ手続を重ねていただくというふうなことは、もう今の時代でやめるべきじゃないかという考え方は大体一致をいたしておるは

ずであります。

○中野明君 終わります。

○吉川善子君 日本共産党の吉川でございます。

三人の参考人の皆さん御苦勞さまでございます。幾つか質問をさせていただきます。

第一は、地方自治体の皆さんは昨年、ことしと引き続く国庫補助負担率の引き下げによる地方への負担軽減には反対されてきました。しかし、政府が地方財政に支障のないように万全の措置を講ずるといふ約束を信じて補助金一律カットをやむを得ず受け入れてこられたと思っております。

ところが、皆さん方もよくお読みになっておられると思いますが、時事通信の「地方行政」にこのような記事が書いてあります。国は地方団体の財政運営に支障のないように措置したとしているが、都道府県の六十一年度の予算から明らかなように、地方債の積み増しや各種基金の取り崩しが必要になれば地財計画と同水準の予算の伸びを確保するのは困難だったろう。国庫補助金の削減の大きさを改めて痛感させられた。また次のようにも書いています。二年連続補助率カットの影響を深刻に受けとめ、地方債などで補助金カットの穴埋めが手当てされるといっても結局は一般財源からの持ち出し分はふえることと認識している財政担当者が多い、こういうふうにも述べておられます。一般財源の持ち出しがふえれば当然自治体の財政運営のやりくりは苦しくなります。私たちもこの点を一番心配しているわけです。

そこで、私も六十一年度の都道府県並びに市町村を調べてみました。補助金カットの影響であるとしたか考えられない幾つかの特徴があらわれています。この点について皆さんのお考えをそれぞれお聞きしたいと思います。

一つは、補助金カットの穴埋めのために行われた地方債の増発です。これは自治体も皆さんも認められる点だと思います。例えば、都道府県予算で見れば、地方財政計画で予定している地方債の伸び率二・一％を上回って一八・六％にもなっています。これにより、先ほどの陳述にもあり

ましたが、六十一年度末で地方全体の借入金残高が五十八兆円にも上り、公債比率が二〇％を超える団体が千三十三にも上る、こういう結果になります。地方財政を大きく圧迫する要因となっております。

二つは、それにとどまらずに財政調整基金、減債基金など各種基金の取り崩しがどの自治体でも一斉に行われているということです。例えば都道府県の財政調整基金の取り崩し状況を見れば、五十九年度が二十六団体、六百七十八億。六十年度は三十九団体、二千四百六十九億。六十一年度は四十四団体、二千五百五十三億になっています。しかも六十一年度に全額ないしほぼ全額を取り崩し、基金が底をつく団体が十団体にも上ると予想されています。市町村にも同じ特徴があらわれております。五十九年度までの推移から見ればこれは明らかに異常な事態であり、補助金カットの影響ではないかと考えざるを得ません。

三つ目は、使用料、手数料がかつてなく多項目かつ大幅に引き上げられていることです。これも都道府県の例ですが、地方財政計画では四九％の伸びと予定されていますが、これを上回って引き上げる団体が三十四団体にも上り、全団体の平均では六・一％の引き上げになっています。市町村でも同様の傾向があらわれています。

四つ目は、自治体の単独補助金の廃止、縮小など地方単独事業の見直しが見えれば二百数十項目にもわたって行われているということです。これは国の一律で最低限の基準を補うために、また住民の要求に基づいておのの自治体が独自に行ってきたものでその地域住民にとっては大切な事業であると思えます。

以上、四つの特徴が見られますが、これらの特徴が都道府県、市町村を問わず六十一年度予算に一斉にあらわれてきていますが、これは地方行政の進行その他の要因もあるかとは思いますが、やはり補助金カットの影響が大きく響いていると思われのですが、皆さん方のお考えはいかがでしょうか。お三人の方にそれぞれ伺いたいと

思います。

○参考人(金子清君) 御指摘のとおり、本県でも六十一年度の地方債の発行額は約四〇%伸びております。また財調も先ほど申しましたように八十五億、その他の基金からも十五億ほど取り崩すというところにいたしております。そういうことで非常に厳しい財政運営を六十一年度せざるを得ないということでございますが、地方債がふえたということは補助金カットに伴う財源措置、特に公共事業につきましてもすべて地方債で措置されるということでございますから、これは当然補助金カットの影響というふうに認めざるを得ないと思います。

財調の取り崩しにつきましては、若干はそういう面があるかと思いますが、十分分析いたしておりますので、今明確に申し上げることはできませんので御了承いただきたいと思います。

○参考人(水谷光男君) 財調の取り崩しということでございますが、一律的に補助金のカットによって財調の取り崩しになっておるということは全部にわたってはいかかると存じております。私どもの方におきましては、単独事業でやる場合どうしても財調を崩すということは、本来ならば財調基金の取り崩しは非常事態、災害とかそういう場合に限り取り崩すのでございますけれども、そういう市単独事業でやむを得ず崩すということはあり得るのでございますが、カット即基金にというはね返りは一律的には論じかねることではなからうかと思ひますが、御指摘のようなところもあるやに伺つてはおります。

使用料、手数料の問題でございます。これはなろうことなれば使用料、手数料ということは住民負担の増につながりますから差し控えたいとは思ひますが、長く据え置きをして現実合わないというふうなものもございまして、そういうふうなものにつきましては手数料補助金のアップを時代に合わせておられますし、応益負担というふうな原則で手数料、使用料の見直しもやむを得ずやっておりますというのが実態でございます。

○参考人(湯本安正君) ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

国の補助金が減ったということになりますと、やはり痛みを分かち合うというふうな考え方をもちまして進めざるを得ないわけでありまして、今お話ありました使用料、手数料をそのために引き上げたというふうなことは実はございせん。今も市長さんのお話にありましたように、人件費あるいは物件費等がどんどん上昇しておりますけれども、長い間据え置いてきています。そこで適正負担をひとつ考えようというふうなことでいささか引き上げを行うというふうなことをいたしました。財調資金は学校を全面改築しておりますのでそのために一部崩すということでありまして、これは補助金の減ったほどは崩しておりません。

また、起債の方であります。公債比率もできるだけ繰り上げ償還等を行ひまして将来に備えるというふうな財政措置を講じておりますので、昨年は一四・八%、これは一三・四%というふうな予算でございまして、できるだけ健全な財政運用を通じて進めたいという基本に立っているわけでありまして、しかし、いずれにいたしましても補助金が減るということは、総体的に村の財政に相当影響があるということは紛れのない事実でございます。いろいろ工夫をいたしまして総体的な立場から財政運用を図るというつもりであります。

○吉川春子君 私どもが皆さんの会のある事務局員の方に六十一年度予算について実情をお伺した際に、こういうことをおっしゃっていました。つまり、六十一年度予算では地方債の積み増しも行った、財政調整基金なども底をつくほど取り崩した、事務事業の見直しも行った、このようにできる限りのことを目いっぱいやった、六十一年度はこれでどうにかになったが、六十一年度の予算編成はこのようなことが引き続いてできるかどうか、非常に厳しくなると思ひますと述べられてい

ました。

この点について、時間の残りが少ないのですけれども、私も実感として感じておりますので皆さんの認識を伺いたいと思ひます。また政府に対してどういふ要望をお持ちなのか、代表して市長会の方に伺ひたいと思ひます。

○参考人(水谷光男君) ややもいたしますと私どもの自治体では行政の肥大化、高度経済成長時代の肥大化というふうな問題がございまして、我々としては当然でございましてけれども体質の改善を図るというふうなことをやっております。そういうふうなことが住民からも強く要請されて、いかに少ない経費で最大の行政効果、サービスを上げるかということが今日地方自治にゆだねられておる、また期待される大きな問題でございまして、それから、そういうふうな意味で事務事業のすべての見直し、補助金の見直しというふうなこともやっておりますわけでございます。そういう国の行革とか、こういう補助金のカットによってそういう作業をやっております、そういう面も側面的にはあるかもわかりませんが、そういうことと関係なく、私どもの地方団体ではそれぞれ冗費があるとすれば徹底した冗費の節減を図る、また体質の簡素化、軽量化を図るというふうなことをやっておりますわけでございます。そういうふうなことでございまして、財政構造の上で地方債の底上げとか補助金の問題とかいうふうなことがあろうかと思ひますけれども、そういうふうな私どもは理解しておりますのでございまして。

○吉川春子君 どうもありがとうございます。○栗林卓司君 民社党の栗林でございます。先ほど来、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。最後に、一つだけ御所見を承りたいと思ひますが、どちら様からでもよろしいんですが、それは金子さんに代表してお答えいただくというところで質問させていただきますと思ひます。補助金、約十五兆に近い補助金なんです、八

割は地方自治体向けでありまして、昨今の財政状況の中で補助金の削減ということが課題にならざるを得ないという状況ではあるかと思ひます。ただ、地方自治体として見ますと、そう言われようとして何であらうと、本当は補助金というのはなければならない方がよっぽどいいんです。というのは地方自治に対する本来阻害要因ですから、補助金なしで思存分やらしてもらいたいというのが私は地方自治体の本当の気持ちだと思ひます。ですから本当は、現在の財政規模が適正規模であるかどうかということが問題の発端でして、それが適正な財政規模であるとしたら、あとはそれをどうやって調達するかという問題だけですから、では補助金で調達をするのか、あるいは自主税源によるのか等々になるわけですね。地方自治体とすると、補助金という調達方法はなるべく少ないに越したことはない、地方交付税はふやしてもいい、自主税源、これもふやしてもいいということだと思ひます。

そういうことで今回の一連の法案を見ますと、なるほど三年暫定で補助率は削減された形になっておりますけれども、結果としてその分の減収額はたばこ消費税の引き上げという形でいけば税源がふえた格好になっております。一方、減収分は地方債の増発になりましたけれども、その返済分についても地方交付税では特段の配慮をする、こうなっておりますから、ある意味では地方交付税が少し手厚くなってきた。税がふえて地方交付税が手厚くなってきた。しかも、補助金はなるほど減ったかもしれないけれども、全体像として見ますと、地方自治体とすると、まあもう手を挙げて賛成とはいひづらいけれども、むしろ好ましい傾向ではあっても、まるでけしからぬという傾向ではないと、私にはそう見えるんです。したがって、今回のようにある意味では財政対策が含まれた補助金削減というのは、さつき中野さんもおっしゃいましたけれども、非常に困るとし

てみると奇妙な格好になっておりまして、地方自治体とすると、今回の補助金一括引き下げ法案というのは、ある意味では財政措置も含めて理解できることである、そうお考えになった方がむしろ間違いないのではなからうか、私は伺っておりますが、どう思われるのであろうか、この点はいかがでありますでしょうか、これだけお尋ねしておきます。

○参考人(金子清君) 先ほど来申し上げておりますとおり、地方団体といたしましては、補助金の問題を議論いたします場合に、単に国の財政事情とではなくて、やはり補助金の整理という問題に取り組みに当たっては国と地方との役割分担というものを明確にしながら、その中で国の行政改革にも役立つような形で事務事業の見直しを行い、補助金そのものをなくしてもいいような補助金についてそれを廃止する、そしてそれを一般財源にして地方に交付する、そういう姿を持っていくべきではないかというのが私の主張でございます。

本年度に行われます補助金カットにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、若干事務事業の見直しが行われましたけれども、基本的な問題につきまして地方団体といたしましては必ずしも満足をしていないものではないわけでございますが、それは申ししても国の財政事情もこれであり、やむを得ないものということで受けとめておる次第でございます。

○栗林卓司君 結構です。
○下村泰君 御苦労さんです。二院クラブ・革新共闘の下村でございます。
私は、一点だけ伺わせていただきます。

今回の措置によりまして地方自治体においても当然、この補助率の少なくなった分、いろいろと縮小あるいは見直し、格差というものが生じることだろうと思われ、こういう場合に一番しわ寄せはどちらかというと社会福祉関係、ことに身体障害者の手当ての方に関係してくるんじゃないかと危惧をするものなんです。

私は、しばしば社会労働委員会でも新潟県の例を取り上げまして、県知事が大変福祉関係には関心があり、ことに身体障害者の問題に関しましては地域ぐるみの施策というのを日本でたしか一番最初に取り上げておやりになったというようなことで、よく例に出してお話を申し上げておるんですけれども、それだけの手厚く施策を施してくださっている新潟県でも、やはり補助率のカットによっていろいろと支障を来してきているのではないかと推察します。既に埼玉県ではもうハンディキャップの運行の中止、大阪の方では重度障害者手当の支給制限も考えているというふうな風聞もあるわけなんです。

それ、皆様方にお伺いしますが、こういう障害者福祉に対してどのような補助率のカットによって支障を来しているのかという点の一つだけ聞かせていただきたいと思います。

○参考人(金子清君) 補助率のカットに伴います特に福祉関係の施策でございますが、いわゆる非公共関係の補助率カットにつきましては、一応国の方で財政措置が講じられております。そういうことで、県といたしましては、福祉関係の予算につきましては、補助率カットがあるからということと六十一年度予算において格別その事業の縮小を図ったとか経費のカットをしたとか、そういうことはやっておりません。

○参考人(水谷光男君) 私どもの伊勢市の例を取り上げて申し上げます、六十一年度ではたまたまお説のように、社会福祉の老人福祉、身体障害者、精神薄弱児、保育所関係でカットの影響額は二億七千万ほどでございますけれども、現在の水準を低下させることなく措置しております。

○参考人(湯本安正君) 御指摘のありました問題、これは地方財政に全然関係がないというわけには私はいかぬと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、いかに工夫をして福祉の程度を落とさぬようにするかというところが我々に課せられた大事な仕事だということを受けとめ方をいたしてお

ります。そういうつもりで予算の編成も行い、また実行もするというつもりでおります。
○下村泰君 ありがとうございます。
○委員長(嶋崎均君) 以上で地方公共団体の方々に対する質疑は終わりました。

参考人の方々には、貴重な御意見をお聞かせいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(嶋崎均君) それでは、次に学識経験者の方々から意見を聴取いたします。
学識経験者の参考人としては、青山学院大学教授館龍一郎君、立命館大学教授遠藤晃君及び穂波町長山本滋君の三名の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々にごあいさつを申し上げます。
本日は、非常に御多忙中のところ、当委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
なお、議事の進め方について申し上げます。
まず、一人十五分程度順次御意見をお述べいただき、その後各委員の質疑に対してお答えいただきます。何とぞよろしく願います。
それでは、館参考人からお願いいたします。館参考人。

○参考人(館龍一郎君) ただいま御紹介いただきました館でございます。

本日は、補助金等に関する特例法案の審議に当たりました。参考人として意見を述べた機会を与えていただきましてまことに大変光栄に存する次第でございます。

次に、大変簡単ではございますが、所見を述べさせていただきます。以上で皆様方の参考に供したいというように存じます。

御承知のように、円高が急激に進行するに伴いまして、輸出産業を中心にいたしまして大きな影響が生じておりますが、幸いに石油価格の低落等がございまして、多少の曲折はあっても、全体としては比較的順調な発展を日本経済は示すものというように私は考えております。それにもかかわらず、日本の財政は依然として多額の赤字公債に依存せざるを得ないという現状にありますが、これは到底健全な姿であるとは思えないというように存じます。一部には、円高デフレに対する対策として、建設公債を発行して内需の拡大を図るべきであるという議論が見られますが、公共事業による景気刺激効果は短期的には多少の効果があるとしても、中長期的に見た場合にはその効果に疑問が大きくなって、結局は公債残高の増大というツケだけが残ってしまう危険が非常に大きいというように考えます。

御承知のように、公債の発行はまず第一に、公債費の増大を招き、歳出中に占める政策的経費に充て得る財政の余裕というものが狭くなるという意味で財政の硬直化をもたらす、将来生ずるかもしれない事態に機動的に対応し得る能力を弱めるという問題を持っております。さらにそれだけではなく、公債は将来における納税の予約でございますが、さしあたりは負担を伴わないというところから、しばしば財政の節度を失わせて大きな政府を招く危険性を持つておるというように言わざるを得ないというように存じます。

したがって、高齢化の進行に伴って経済の活力が失われてしまうというようなことが起こる前に、赤字公債依存体質から脱却するようにできるだけ努力して財政の弾力性の回復に努めるといことは、後の世代に負担を残さないために我々が現在なし遂げなければならぬ、やや大げさな言葉を使えば国民的課題であるというように申し上げてよろしいと存じます。この意味で、六十一年度

次、大変簡単ではございますが、所見を述べさせていただきます。以上で皆様方の参考に供したいというように存じます。

御承知のように、円高が急激に進行するに伴いまして、輸出産業を中心にいたしまして大きな影響が生じておりますが、幸いに石油価格の低落等がございまして、多少の曲折はあっても、全体としては比較的順調な発展を日本経済は示すものというように私は考えております。それにもかかわらず、日本の財政は依然として多額の赤字公債に依存せざるを得ないという現状にありますが、これは到底健全な姿であるとは思えないというように存じます。一部には、円高デフレに対する対策として、建設公債を発行して内需の拡大を図るべきであるという議論が見られますが、公共事業による景気刺激効果は短期的には多少の効果があるとしても、中長期的に見た場合にはその効果に疑問が大きくなって、結局は公債残高の増大というツケだけが残ってしまう危険が非常に大きいというように考えます。

予算案において、一般歳出の規模を四年連続して対前年比減額いたしました。七千三百四十億の公債減額を行ったという点は一応評価できるというように申し上げたいと存じます。もう少しできなかったものかというのが私の率直な感想でございますが、そういう意味で一応評価してよいであらうというように考えます。

さて、本題であります補助金等についてでございますが、補助金等は、一定の行政サービスの水準を維持し、また特定の施策の奨励等のために使う政策手段でございます。政策遂行上重要な機能を持つものであるというように申し上げたいと思ひます。しかしその一方で、補助金についてはまず第一に、ややもすると地方行政の自主性がそれによって損われるという問題がありますし、第二に、財政資金の効率的な使用がこれまたそれによって阻害されるおそれがあるという問題がございます。また第三に、補助金がどうしても既得権化してまいりまして、その結果運用が慣性化されたり、第四に、補助金待ちの行政というものが、陳情競争というふうなものを招来する等いろいろの問題点が指摘されてきたということも事実でございます。

したがって、補助金についてはその必要性、それから、果たしてその目的に対して補助金がある効果を生揮しているかどうかという点、言いかえれば、全体としての有効性、さらにはそれにかわる別の手段がないかどうかというふうなことを含めて、絶えずこの補助金については見直しを行っていくという必要があるというように考える次第であります。

ところで、この補助金等は一般歳出の約四割を占めておりまして、そのうち地方公共団体に交付されるものの割合はほぼ八割見当というふうになっております。今日の厳しい財政状況のもとで、地方を通ずる行政改革といいますが、節減合理化を進めていくためには、この補助金等の整理合理化が不可欠であるというのが実情であると存じます。また多くの国民も、その整理合理化を

強く求めているというのが実情ではないかというように感じている次第でございます。

ところで、補助金等の約八割が地方公共団体に交付され、それによって使われていくという状態のもとでは、補助金の整理合理化を進めるためには国と地方が相互に、車の両輪の関係にあると申しますか、あるいはやや古い表現で恐縮でございますが、唇齒輔車の関係にあるということを目覚めいたしました。それぞれの役割分担を見直し、国、地方を通ずる行政の効率化、減量化に努めることが不可欠であるというように存じます。特にここ数年の緊縮型の予算節約によりまして、全体として相当の節減合理化が行われてきたというところを考えると、今や国と地方を通ずる費用分担の見直しは避けて通れない課題であるというように申し上げたいと存じます。

ところで、国と地方の財政状況を見た場合に、国の財政は御存じのように多額の特別公債の発行を余儀なくされておられまして、現在危機的な状況にあると言わざるを得ないことは御承知のとおりでございますが、さらに今後を考えた場合にも、ますます厳しい状況が続いていくだろうということが予想されるわけでございます。他方、地方財政につきましては大変厳しい状況にあるというところは事実でございます。ただ、地方は非常に多数の地方公共団体から成っております。その団体の格差は相当大きくて、地方公共団体のうちには国に比べますと相対的に余裕のあるものも見られるというところもまた事実でございます。

したがって、この際、国と地方とは、先ほども申したことでございますが、公経済における車の両輪である、そういう自覚に立つて相互に協力し、負担を分かち合い、公共サービスの提供に努めるといふ考えのもとに事務事業のあり方を見直し、それから補助率のあり方を見直しを行って、地方公共団体の協力を求めるというところはやむを得ないことであるし、また積極的に望ましいことであるというように私は考えております。このような観点から考えた場合に、なお見直し

を行うべき分野がないとは言えませんが、国と地方の役割分担及び費用の負担のあり方を見直しとともに行われました今回の補助金等の削減は、昨年の一律削減などとは違って一歩前進した形態であるというように申し上げたいと思ひます。で、これは一応評価してよろしいのではないかと申すように考える次第でございます。

ただ、国民の多くは、先ほども申しましたように補助金等が大変強い関心を持ち、補助金がむだに使われているのではないかとという疑念を払拭し得ないでいるというのが実情ではないかと思ひます。住民に身近な行政はできる限り住民に身近な団体において処理するのが望ましいという原則に立ちながらも、事務事業の見直しを行い、補助金のあり方についてさらに機会を見て見直しを行っていくということが今後望まれるのではないかと申すように私は考えております。

以上、簡単にございまして、私の意見の陳述を終わりたいと思ひます。

○委員長(嶋崎均君) ありがとうございます。遠藤参次に、遠藤参考人をお願いいたします。遠藤参考人。

○参考人(遠藤晃君) 御紹介をいただきました立命館大学の遠藤でございます。

私は、ただいまの館先生の御趣旨とはかなり逆の見解を御披露申し上げなければなりません。今回の補助金等特例法案につきましては、私は二つの点で大変大きな基本的な問題が含まれているように考えているわけでございます。

一つは、我が国の社会保障、社会福祉の根幹を揺るがすような、そういう後退が仮にこの法案が通過をいたしますと生じてくるのではないかと申すこととあります。二つ目は、これは地方自治の問題でございますが、やはりこの法案が通過をいたしますと、地方自治を財政面からゆがめる結果、自治体の行政機能を大変弱める結果をつくり出し、結果として、ここでも住民福祉の阻害が起こるのではないかというところを危惧いたしております。できますならば参議院の良識をも

って、この法案については否決をしていただきたいということを心からお願ひを申し上げます。

その理由を二点から申し上げますが、まず社会保障の基本的な性格にかかわる点であります。

前年度の特例法を含まして、御案内のとおり、いわゆる補助率カットの主要な対象が厚生省所管の社会保障、社会福祉の領域に向けられているわけでありまして、実はこの法案が「補助金等」という表現が使われておられまして、新聞紙上等でもしばしば高率補助がカットをされるというふうな言い方がされていくということがあります。しかし、厚生省所管の対象事業はほとんどその部分は、これはいわゆる補助ではなくて国の責任に属する事務を機関連任の形で地方公共団体の長に執行させる、その経費の負担金、あえて申し上げますならば義務的な負担、これをいわば一方的にカットするというのが前年の特例法であり、今御審議いただいておりますところの特例法の内容であります。

社会保障における国の責任について、改めて多くのことを申し上げるまでもありませんけれども、例えば生活保護法の第一条では、「国が」という主語を明確に用いまして、国民の「最低限度の生活を保障する」役割を負わせておりますし、さらに第二条では、この適用については「無差別平等」でなくてはならないということを掲げ、加えて第五条では、この法律の具体的な「解釈」「運用」はすべてそういった第一条、第二条等の原理に基づいて行われなければならないということを念を押しております。

同じことは、児童福祉法におきましても、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障」されなければならないというところを挙げておられるわけでありまして、このことは地方によって、つまりその住民が住んでいる地方自治体ごとにその措置、処遇に差があつてはならないということ、そして、そのことを国が責任を負わなければならないということ

ここで、私は行政と財政の関係というものを御提起を申し上げたいと思うわけですが、これはいわば目的と手段の関係にある事柄でありまして、一定の行政効果を目的として据えて、それを支えるのが財政であります。この目的と手段の関係が転倒されてならないことは、もう多くを申し上げるまでもないかと思えますけれども、そのことがとりわけてこういった社会保障、社会福祉の領域では、例えばそういった領域の経費につきましても義務的経費という言い方、あるいは当然増経費というふうな言い方等に象徴をされておりますように、そのときどきの財政の都合によって左右されてはならないということが、これはもう原則の問題であります。

ですから、そういう立場から考えてまいりますと、今度の法案をお決めたいただきました政府の補助金問題関係協議会の決定でありますけれども、その中で、その決定の趣旨は補助金問題検討会の報告を最大限に尊重をするということでありましたが、その補助金問題検討会の御議論の立て方について幾つもの疑念を差し挟まざるを得ないというふうな思っているところであります。例えば見直しを行う根拠として二つのことを挙げておられます。一つは社会経済情勢の推移ということでありまして、これは社会経済の現実というものを指してまいりますと、こういった社会保障、社会福祉の領域における行政需要というのは一層拡大されてきているというのが現実でございます。

私、幾つもの自治体の財政の分析を現在行っておりますけれども、ほんの一例として、私の論旨に都合のいいような自治体ではなくて、具体的に兵庫県の西宮市、関西では有数の文教住宅都市で高所得者が多い、そういう自治体でありますけれども、そこで、例えば生活保護率の推移でございますが、これを見ますと、昭和五十二年はまだ五％に達しない四・九％から、五十九年には九・一％、実人員では二千二百名から三千八百三十一名という、こういう増大ぶりが示されているわけ

であります。そういう事情を反映いたしまして西宮市の福祉局の予算は、昭和五十二年の四十九億から、六十一年、十年後には百二十四億という二倍を超える増加を図らなければならないという、こういう現実が生まれているところであります。

念のために申しますと、その予算の中で市の一般財源の負担というのは、五十二年にはちょうど五〇％の二十五億でございましたけれども、今度の補助率カットがもし実施されればということですが、百二十四億に対して八十六億、七〇％を一般財源が負担をしなければならぬということも起こるわけであります。

そして、もとの補助金問題検討会の報告に戻りますと、いま一つの理由は、事務事業が自治体の事務として同化、定着をしているということでありまして、これは私はいささかも社会保障における国の責任という原理を変えるものであるというふうには思っておりません。とりわけて私が奇異に思いましたのは、具体的な見直しを行う基準でありますけれども、この報告では次のように述べられております。「国及び地方公共団体が、双方で等しく負担を分かち合う性格の事業の補助率は二分の一が適当であり、それをベースとして」上下という、こういうことでありますけれども、この申し上げました部分、等しく負担を分かち合う場合は二分の一というの、これは当たり前のことでありまして、等しく分けければ二分の一という全く同義反覆のことを言っているわけでありまして、何ら私はこれは見直しの基準になるような主張であるというふうには考えません。

保育所入所であれ、養護老人ホームへの入所であれ、これはそういう趣旨からいいますと、もともとの十分の八自体が国の一〇〇％の責任を貫徹していないということでありまして、本来は一〇〇％であるべきだというのが私の見解であります。そして、そういう上に立って地方の自主性というのは、例えば福祉の用語で申しますといわゆる情緒的なサービス等々、その地域の風土等々に見合ったそういうところについては、まさに地方自治の自主性というのが発揮をされるべきでありますけれども、少なくとも措置の領域については十分の八というこの間の原則というのは生かされるべきであるし、なお努力の方向としてはそれが十分の十のところを持つていかれるべきであるということであります。

それから第二の理由でありますけれども、今回のいわゆる補助金カットに伴いまして、地方財源措置を講じたという言われ方がしております。時間の関係で中身は省略いたしますけれども、しかしこの場合、考え方の基本に据えられるべきは地方自治法第二百三十二条二項、それから地方自治法十一条の二というところにあるというふうに私は思っております。この地方自治法の十一条の二は、そういった国の事務事業にかかわって地方が負担を要する場合には、それは地方交付税の基準財政需要額に算入をしなければならないということとを明確に挙げていますところでありまして、しかしながら、今回の措置はそういった部分はごくごくわずかなところにとどまりまして、多くの部分が建設地方債でもって処理されるということでありまして、これはいわば財政運営の基本を規定した地方財政法違反の疑いというものが十分にあらわれないかというふうに思っております。

もちろん私も、国家財政の大変な赤字という状況は承知をしておりますけれども、しかし考えてまいりますと、特別国債を含む膨大な国債の残といふのは、もともとあの高度経済成長が終わりました後、専ら大型プロジェクト中心の公共事業の拡大政策の中で生じてきたものであります。そして、

て、ああいった政策によって今日大企業は史上空前と言われる繁栄を続けているわけでありまして、物の道理としてその始末は、今回提案されておりますような国民とそれから地方自治体に負担を転嫁するというあり方ではなくて、それによって今日の繁栄を保障され得た、そういったところが負担をすべきであらうというふうに考えますし、また六十一年度予算の中でいわゆる突出部分、防衛費あるいは対外経済援助費等々、そういったところからも、こういった措置をとらずに、国家財政の再建の方向へ向けていくという可能性を含んでいるというふうに思っているところであります。

最後に重ねて、どうか国民の福祉を守るという、こういう立場からこの法案について否決という方向を出したいたくようにお願い申し上げます。私、私の陳述を終わらせていただきます。山本参事。

○委員長(嶋崎均君) ありがとうございます。

次に、山本参事人にお願いたします。山本参事人。

○参事人(山本滋君) 御紹介受けました穂波町の町長の山本滋でございます。

私は、町長ももう十二年目に入っておりますので、具体的な市町村の立場から申し上げてみたいと思っております。ただ、町村会には属してはおりませんが、役員はしておりますので、自由な、フリーな形で申し上げたいと思っております。

町村における予算の編成でございますが、普通であれば法律その他、負担金、補助金等が決まっておりますので、それに基づいて十二月末から一月にかけて編成し、三月の議会で見定めていただくわけですが、この二年か二年半はそれがめっちゃくちゃでございます。なぜかと申しますと、三月に議会にかけております予算が、まだ国の負担金が決まらず変更途中であり、どうなるかわからないわけでございます。そして不足分は、地方交付税で埋めると国が約束する中で決まねばなりません。そして法は、五月か六月になっ

て決まります。それを四月一日にさかのぼって実施させるわけでございます。しかも四月、五月に当然交付すべきものは、予算は決まっておるんですが、減らす法律が決まっていらないからというところで出さないわけでございます。

逆を言えば、私の方から言えば、減らす法律が決まっていらないから多い法律でやれと言いたいわけでございます。こんなことが許されていいでしょう、むちゃくちゃでございます。もし町村において、法律というのは町村においては条例でございます。条例を町民に出すのにこんなやり方です。地方課が我々に対していいぞとやるのでしようか。国はそれを平気でやっておるわけでございます。しかも、予算は既に通っております。それは減額された負担金のもとに通っております。後こういふことはいいと思いますが、三年間固定でいいとは思いますが、これはぜひ改めたいでございます。同時に国は、政府と議会の責任において翌年度にかかわる予算なり法律については四月一日から実施できるようにお願いしたいと思っております。

次に、法第四十九条によりますと、国は負担及び補助の引き下げの措置の対象となる地方公共団体に対しては財政金融の措置を講ずるものとす、こうあります。ところがどうでしょう、これは五十九年の半ばごろから浮き上がりまして労働関係の失対事業補助金が六十年度で削減されました。そのときに労働省にも大蔵省にも陳情に行きました。必ず補助金や地方交付税は算入しますと、それだけの費用が要するから、それを財政需要額に入れなすから、そうすると税金を引いた分はあなた方に来ますよと、こういうふうな説得されました。大蔵省まで行って説得されました。私がそれは直接申し上げましたが、それだけ全部ふえるなら同じことじゃないですか、どこが違ふんですかと、それなら、それは富裕団体だけが違ふと、いわゆる不交付団体ですね。それは不交付団体であっても失対の補助金はやっておる

と、しかしこういうふうになると、富裕団体についてはやらなくてよくなる、それだけ国がもうけるんだと、こういう説明をされました。

そうだろうと思つて、六十年一年過したわけですが、失対について計算いたしました、千四百四十八万五千円減額されました。そして、交付税は千七百四十万円で、不足が三百七十四万五千円でございます。国の財政分からは三百七十四万五千円の中、三百七十四万円でございまして、千四百四十八万五千円の中、三百七十四万円でございまして、いかに重要なものであるかはわかりただけようと思つております。

これはどうしてこういうものが起こるか、これは私の想像でございますが、私の方は産炭地の始末をしておるところでございます。二万八千の人口と八千九百の戸数がございまして、その中で生活保護が千三百戸です、人口にして千五百ぐらいたと思つて、そして、失対労働者がその当分の数に該当するわけでございまして、これはどこかの県分に非常に多いわけですから、全国平均の、県平均等では必要額を算入したんでは、とても私どもの方の分は補い得ないということになるんじゃないかと思つて、例は昨年にありました。政保については減額されたので、その分を補うというに別途二百億円措置されました。それは政保比率の多いところについて特別に補助するということで、二百億円が追加されたと思つております。そういうことからしますと、やはり私どものような特別なところについては、ただ地方交付税で賄うということができない、当てにならないという実例を既に示されておるわけでございまして、そういうことからいいますと、この法案に賛成するわけにはいきません。

しかも、いま一つ言いますと、老人保健法が成立のときに、これは数年前でございましたが、十分の二を町村に負担し、そうしたら国民健康保険が随分楽になるということで我々の方は賛成して通過をお願いしたわけでございまして、ところ

が、もうそれを十分の三にし、十分の五にする、これは私もから言わねば詐欺です。一つの詐欺としか思えません。こういうことで新しい法律をつくられたわけでございまして、児童福祉法にしましても、補助の十分の八が今度十分の七になり、それから十分の五になるわけでございまして、これについても考えますのは、これも機関委任事務でございます。八割を補助されておりますので、金を出すから口は出すなと言われてまいりました。金は減らして口は出すな、こういうことです。保母の基準、あるいは設立の場合の認可、そういうものは全部国の措置であります。そうしておつて金は半分しかやらぬ、こういうことがあります。

また、私どもは中央からの指導のもとに地方行政改革に取り組んでおります。六十年の状況をもとにして現在取り組んでおるわけでございまして、そうしていろいろの案を出しつつあります。三年間のこういうものが出ますと、またやり直すといひますか組み直さねばいけません。こんなに政府のやり方がくると猫の目のように変わつては、私ども町村の立場としては信頼していきません。前に県副知事さん、市長さん、町長さん、あるいは村長さんもおっしゃいましたが、言いくるごさいますけれども、でき得るならばこれは流していただきたいと思つております。

○委員長(輪崎均君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。○穂山篤君 社会党の穂山です。本日はどうもありがとうございます。館さんに最初お伺いをしますが、検討会の責任者であるわけですが、五月三十日から十二月二十日まで非常に熱心に審議をいただきました概況報告を読ましていただきましたが、どういふ論争があったかという議事録が私ども手元にありませんので、若干の部分についてお伺いをしたいと思います。

国と地方との事務の分担、そういうものについてどの程度まで議論を重ねていただいたかどううか。それから、その結果それが今回の答申の中に具体的にどのように盛り込まれておるのか。それから三つ目は、費用分担のあり方の問題、全体についての議論がされて、その中の補助金の割合が議論されたのかどうか。それからその次に、各省庁が何回か説明をしておりましたが、あるいは数字上の問題も提示をしておりましたが、財政、あるいは数字上の問題も提示をしておりましたが、各省庁が何回か説明をしておりましたが、財政、あるいは数字上の問題も提示をしておりましたが、各省

ております。

正確に申しますと、ほぼお答えできないというのがお答えになってしまいます。と申しますのは、今私がこの検討会の責任者というふうにおっしゃられたのでございまして、私は別に責任者でございまして、ただその中のメンバーの一人であつたということでございますので、その点はまず最初にお断りしなければならぬ点でございます。そして、そういう一メンバーとしての立場で申し上げられますことを申しますと、この報告書に大体検討会でなされた議論は載っておりますが、したがって、その少数意見があつた部分については少数意見もそこに記録されておるといふような形で議論が集約されております。一々の個別の点につきましても、ほぼこれをごろんいただければどういふ議論がなされたかというところは御理解い

○参考人(館詰一郎君) それではお答えいたします。

正確に申しますと、ほぼお答えできないというのがお答えになってしまいます。と申しますのは、今私がこの検討会の責任者というふうにおっしゃられたのでございまして、私は別に責任者でございまして、ただその中のメンバーの一人であつたということでございますので、その点はまず最初にお断りしなければならぬ点でございます。そして、そういう一メンバーとしての立場で申し上げられますことを申しますと、この報告書に大体検討会でなされた議論は載っておりますが、したがって、その少数意見があつた部分については少数意見もそこに記録されておるといふような形で議論が集約されております。一々の個別の点につきましても、ほぼこれをごろんいただければどういふ議論がなされたかというところは御理解い

ただけるのではないかと、いうように存じます。

最終的な予算のあり方の問題といえますか、手当ての方法の問題につきましては、これは私にもちろん、本日、ここに参考人として出席するため、勉強もし、承知もしてまいりましたけれども、その点についての議論をこの検討会は任務としておりませんでしたので、そういう点については検討は行わなかったというように存じております。余りお答えにならないんですが、もともと責任者でございませんで御了承いただきたいと思います。

○鶴山篤君　去年一律カットの際の審議のことでありますが、一年間の暫定措置である、まげて承認をいただきたい、こういう中で議論が進んだわけですが、その際に検討会を持って勉強をさしてもらう、その結果を予見するわけにはいかないけれども、審議の過程では、地方と中央の事務の配分などいろんなことを考えてみればなお一層切り込むものも出てくるだろう、あるいは据え置きものも出るだろうし、逆に言えば、もっと高い補助率になるものもできるかもしれない、そういう議論が私どもと大蔵大臣の間では議論をされていたわけです。

ところ、今回の法律案を見ますと、補助率の引き下げが十七本、引き下げと横ばいが十五本、横ばいが十二本、小計で四十四本が全部横並びまたは下がっているわけです。あと一般財源化が二本、繰り入れ特例が三本、合計で四十九項目あるわけですが、去年の私どもの審議の経過から見ますと非常に不本意な結論が提案をされていて、去年の国会の審議が十分に参考に使われていない、私どもはこういう印象を持つわけですが、館先生、検討会ではそういう点についての議論はいかがであったんでしょうか、ちょっとお伺いしておきます。

○参考人(館蔵一郎君) 検討会の内容にわたることは先ほど申しましたような事情で、私責任を持って申し上げられる立場にもございませんし、できるだけフリーなディスカッションができるよう

にという観点から、一々そこでどういう議論が行われたかということはこの報告書を超えてはむしろお話し申し上げない方が、仮に知っていても、いいんではないかというように存するわけでございまして、大体その主要な問題点については先ほど申しましたように、この報告書の中に盛りられておるといふように感じておるわけでございます。

私自らの個人的な見解をこの機会に申ささせていただきますならば、実は私、昨年もこの問題についてきまきま意見を申させていただく機会を持ったわけでございます。そのときに、その当時の財政状況を踏まえて考えた場合に、個々の補助金の内容に入つて一々議論をしていたのでは、補助金のような大変財政の苦しい状況のもとで実際上はカットができないという問題になるのではないだろうか、したがって、一律カットという方法はやむを得ない措置であるし、その実効性という点を含めて言うならば、あるいはいい措置であるかもしれないということをおのの際は申し上げました。

しかし今後、つまりことを見通しては、別に検討の機会を補助金について持つのは望ましいということも同時に申し上げたように記憶しておるわけですが、もう先生よく御承知のように、財政事情はその後非常によくなったかと申しますとそうではございませんで、ますます財政の状態は苦しい、国も地方も財政の状態は苦しいという状態にあります、全部とは申しませんが、今のお話にもありましたように大変苦しい地方公共団体があることも事実でございますが、しかし、押しなべて見た場合はまだ多少余裕のある、相対的にございしますが、余裕のある団体が地方にはあるのではないだろうか。そうであるならば、こういう際でもありますから、これもこの前申し上げた言葉に自然になつてしまふわけでございますが、兄貴が困っているときには弟が少し助けるというような形でこの問題を処理していくという、それも日本の風土、環境を考えたときにいいことではないだろうかというように考えて、こういう措置を適

当というように私自身は判断したわけでございます。

○磯山篤君 皆さん方もこの参考資料をお持ちだ
と思うんですが、三ページ以下、個々の削減割合
が載っているわけですが、これを一読しますとす
ぐわかりますのは、社会福祉、社会政策、福祉行
政の分野は大いに切り込んでいるという特徴があ
るわけです。それから空港整備であるとか港の整
備であるとか、そういう投資部分は変化がない。
これが、去年は一律カットが特徴でしたが今回は
差をつけて、どちらかといえば景気浮揚の方に頭
が行って、憲法で言う人権の尊重、最低生活の保
障という部分が値切られているのが特徴だという
ふうに思うわけです。こういうものが恒久化をし
ますと、これは政治に対する不信というものをま
すます深めていく、こういうふうに私個人は考え
ますが、今回の切り込み方の点について三人の方
々々からそれぞれ御意見をいただきたいと思うん
です。

○参考人館龍一郎君）それではお答え申し上げますが、一つは先ほども問題になった点でございますが、カットと申しましては、これは社会保障関係の問題については、これはシビルミニマムを確保していくための措置は講じられているわけでございまして、それによって福祉が疎外される、そういう性質のものではないというように、基本的にはそういうものであるというように私は理解しております、したがって、例えば公共事業関係のところでは景気対策を考慮して、実質的な事業量を確保するというようなもう一つの目標というものを同時に考慮しながらこの措置がなされているというように考えておりまして、カットという言葉を使われますと、何か福祉そのものがカットされたような印象になりますが、そうではないということ、私が申し上げるのは大変おこがましいこととでございますが、そういうふうに私は理解しておりますというのを申し上げておきたいと思っております。

○参考人（遠藤見君）私は、今おっしゃいましたように、社会政策的な領域のところには大変強くか

ットが出されてきているということにつきまして、二重の意味で極めて重大だというふうに思っております。

一つは、その領域の性格でありまして、押しなべて健康で文化的な生活を営む権利という、一番人間生活の基礎のところ、そのところに非常に鋭い形で大きなカットが加えられてきているということ。そしていま一つは、他の公共事業的なところで問題というのは、やはり地域地域によってその影響の相違というものがござえます。しかしこれは社会保障的な、社会政策的な領域の場合は押しなべて全国に影響いたしますし、そしてとりわけて、それがそういう対象者の多い地方自治体の場合、これは地域の経済力が弱い中で対象者がふえてくるということですから、その自治体の財政力自体が総体的には弱いわけであります。ですから、そういう中で極めて深刻な影響を及ぼすことになるということを非常に強く危惧をいたしております。

○参考人(山本滋君) おっしゃるとおり、いわゆる建設を伴うものについては余りカットしてない、あるいはわずかに半分を超しておるといふ形で残しております、その他の社会福祉的なものについてはほとんどが二分の一に落としてあるという特徴があるように見受けられます。

○磯山篤君 皆さん方に責任があるというわけではありませぬけれども、知恵をひとついだきたいと思ひますのは、来年三月三十一日までたばこ消費税で二千四百億円一応充当するわけですね。で、足りない部分は地方債の増発で充てるわけですね。すけれども、来年四月一日が来ますと当てにできる財源が見当たらない、こういう懸念を持つわけですが、この措置が三年間というふうに提案をされて以上は、政府側としても重大な責任を感じてゐる以上は、政府側としても重大な責任を感じつつ、財源についての手当てを当然国会に出さななきやならぬと思いますが、こういう場合どういうことを考えたらいいのか、地方財政のことを研究の先生方に、どなたでも結構ですからぜひ知恵をいただきたいと思ひます。

○参考人(遠藤見君) 最初の陳述のときの最後に少し申し上げたところでありませうけれども、それに加えて私強調したいというふうに思っておりますのは、地方財源の保障の問題ですが、この地方交付税の運用というものが立法趣旨を非常に曲げられたような形で運用をされてきている。本来、基準財政需要額を正確に見積もって、そして地方税収等で不足する場合にその差を交付するということが立法の趣旨であつたわけですが、本年度の場合もこのカット分を除きますと収支とんとんであるというふうになつてしまつてゐるわけですね。しかし、実際の地方交付税の基準財政需要額の算定の中ではさまざまな操作が行われております。例えば六十年度の例で言いますと、ごみの収集の基準財政需要額ですが、トラック一台二人の作業員でやっていたのを一八人でやれるといふふうなことで下げる、そういう操作の中で収支が合うといふことですね。ですから申し上げたいのは、いわばそういう地方へ転嫁ができる仕組みみたいなものを法を曲げてやっているので、今の御質問にそこらからかわるわけですが、逆に国家財政のところで正当な再建の方向を真剣に追求されない、こういう傾向が出てゐるのではないかとこのように思つてゐるわけですね。

私などの承知をしておりますところでは、例えば法人の利潤に対する課税の場合も、さまざまな税法上のいわゆる未実現の経費が経費として落とされる。そういう項目が、例えば海外進出準備金等々、日本の場合は二十数項目あるわけですが、欧米の厳しい国では、固定資産の償却分と退職手当の積み立てしか認めないわけですね。そういうあたりをきちんとやっていると、国のところでのかなりの税収というものを期待することができるところが最近では、この法人税率をさらに下げるかのような議論が出てきているといふことで、逆にますますそういう中ではこれから地方あるいは国民への転嫁というのが、さしあたりはこの三年間ですが、その後もそれが永続化する、あるいは一層いよいよこのカットが強められてくる、こう

いうことになるのではないかとこのことを心配しているといふことをごさいます。

○参考人(山本滋君) この三年を聞いた場合に、去年は一年限りでございまして、一年限りというので私もまだまされたわけですね。これだけ下げから、一年限りやるから下げるといふことは、二年目にはもたは戻さぬでも少しは上げるか、その感じしか受けないわけですね。日本語ではそう感じます。それをまた、下げるのが一年限りだったんだと、こう各省は言うわけですね。まあ我々は労働者とよくやりますが、それでだまされた。そして、三年というなら三年でいいから、その千二百億のたばこでもいい、とにかく三年間来るというならいいですよ、わかりますよ。それは一年だと、後はどうなときやあんなたいといふことでしょう、それじゃ納得できませんよ。

○参考人(館龍一郎君) 私は特に申し上げるほどのこともございせんが、四十九条にこういうふうに規定しておりますし、地財計画の決定の中でおのずから適当な措置が講ぜられるものと確信しております。

○磯山篤君 都道府県税あるいは市町村税でもそうであります。税源の問題を調べていきますと、定数の是正ではありませぬけれども、法人事業税にいたしましても一番最低のところと最高のところでは大変な格差がある。費目によりましては団体間で二十倍といふような格差があるわけですね。しかし、まあこれを裏側から見ますと、配分のロスにも見えるわけですね。この点がそれぞれの地方公共団体間ではいつも議論の種になつてゐるし、また我々も十分勉強しなければならぬ問題だと思ふんですが、この税源の偏在問題について何とか解消する、したいという気持ちを常々持つわけですが、何かその点についての有効な御意見があればお伺いしたいと思つてゐます。

○参考人(館龍一郎君) 先生御指摘のように大変難しい問題でございまして、名家があれば解決されてゐるというような性質のものではないかと思つてゐます。

ただ、基本的には自主財源論というのがございませうけれども、私は、地方自治のために自主財源という考え方に基本においては賛成でございませう。しかし、現在のようにな行政区域の大きさといふような点で考えますと、前にも申し上げたかもしれませんが、やはり例えば東京のベッドタウンになつてゐるような町村では、そこに自主財源を提供した場合にそれが決めていくか。夜間人口は確かにいる町ですけれども、昼間はほとんどいないで、その都市の財政にほとんど関心を持たない人が多数を占めてゐるようなところに自主財源をどう配分してゐる、それで本当地方自治が確保されたと言へるのだろうかといふことを考えますと、これも解決にならない。したがって、どうしても地域の大きさといふようなことを含めてこの問題は考えていかなければならぬか解けない問題ではないかといふように考えております。

○参考人(遠藤見君) 御質問の御趣旨を税源の地域間の偏在、不均等の問題といふふうに理解をいたしましたんですが、そうであれば、私は今の、先ほど申し上げました地方交付税制度をきちんと運用すれば、本来、地域間の財政調整の制度として戦後つくられたものでありますから、それでも均等化をかなりのところまでやていくことができるといふふうに思つております。そして私は、そのためにはかつて地方交付税制度に移行します前、昭和二十年代は平衡交付金といふことで、その配分を地方公共団体の代表を含む行政委員会としての地方財政委員会が行つておりました。そういう形に戻して内閣、具体的には自治省が配分するといふことではなくて、もちろん自治省も加わつていただくことにならうかと思つてゐますが、地方自治体代表も含めたより民主的な行政委員会システム、このことと一つ一つの打開の方向といふのが考えられるのではないかとこのことをかねがね思つてきたといふこととございませう。

○磯山篤君 もう時間が来ましたので、ありがと

うございまして。

○矢野俊比古君 私は自由民主党の矢野俊比古でございます。

本日は、地方行政に関する学識経験者の方々に、御多忙のところを御出席いただきまして、また大変貴重な御見解をいただきまして大変勉強させていただきました。

まず、館先生にお伺いしたいのでございませうが、ただいま磯山委員の御質問で、どうも検討会報告の中はちょっと、有力メンバーのお一人だといふことで、触れにくいといふこととございまして。したがって、私はその中に触れるという意味ではなくて、あるいはまた差し支えない範囲といふところでお答えをいただきたいと存じますけれども、この検討会報告は、拝見をしますと、諮問が「六十一年度以降の補助率の在り方」ということに關係會議から出ておまして、それに沿つて基本的考え方からずつと事細かく各事項に分けて御勉強になつておられると拝見をしてゐるわけですね。どうも私は、これを拝見していったつと流れて言いますと、六十一年度以降の補助率の見直しといふふうなふうに受けとめておりましたんですが、実は最後のまとめのところ「国・地方の財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題とされていること」といふようなことが中心になりまして、引き続き検討が要ると、「今回の措置は、当分の間の暫定的」だと、こういうこととございまして。

こういうことで、政府はこの暫定ということを受けまして一応三年間という法律になつたのだらうと思つてゐます。大蔵大臣の御答弁の中でも、財政再建といふこともあるから五年といふことも頭に過ぎりましたが、まあ三年が適当なところだと考えましたといふこととございませうが、先生の御見解として暫定といふのが三年といふ数字、これはあるいは一年でも二年でもあるわけとございませうけれども、そういう点では暫定といふのは三年、あるいはと懇談会にタッチされましたそのバックはあつたわけだから、三年といふのはしょうがない

んだなというふうに御見解をお持ちかどうかをまず伺いたいと思います。

○参考人(館野一郎君) お答えいたしますが、これも最初にお断りしておきたいと思ひますけれども、その検討会の一メンバーでございまして、別に有力メンバーであつたわけではございません。そういう立場で、今の点について私の感じを申させていただきますと、何といひましてもこれは大変難しい、もともと難しい問題でございまして、一朝一夕にあらゆる問題が、事務配分の問題、それからしたがつて事業量の配分の問題、それから費用負担の問題、両方を含めて大変難しい問題です。で、なかなか一朝一夕にすべての問題を解くということができないというところが、私がメンバーの一人として実感したところでございまして、したがひまして、この報告の一番最後に、今先生御指摘のとおり、今後さらに技術的な見直しを必要とする、そういう言葉が残らざるを得なかつたというところであります。

そこで、暫定というときに三年というのが適当な期間かどうかという問題でございまして、この点もなかなか、暫定をどのぐらいの期間に定められるかということさえ実はなかなか難しい、そういう程度になかなか難しい背景を持った問題であるというように感じております。私は諸般の事情を勘案した場合には、まあ三年というのは妥当なところかな、やや短いかなという、そういうような感じを持っております。

○矢野俊比古君 実は遠藤先生、山本先生にも、それぞれ御専門のお立場でございまして、そういったことについて御見解を伺おうかと思つたわけでございますが、先ほど御陳述の中で遠藤先生は、いづれにしても社会保険というものの充実というこれは国民の基本の問題であつて、財政という問題から余りそういう議論に入るとするのはいかげななかなというところで、否決というお言葉をお使いになりましたから、まあとももこれは反対でございまして、御質問を申し上げてもと思ひますが、ただ私、先生の御発言の

中で、伺つておりました、私どもも社会福祉の充実というのではあるだけのことはやばりあつた方がいゝと。といつてももちろん、今後高齢化社会に向かう中で活力を失うことになつてもいけな。そのバランスを国民負担と国あるいは地方公共団体でどうとつていくかというのが大きな課題だろうと思つておりました。

まあ先生も、補助率カットで財政措置というものがこれに影響するんで、カットは財政措置負担といひますか、こういうことに、逆に言えば負担軽減をいたしますから国民負担がふえるわけでございます。そういう点では大きな問題だということでございます。そういう点でも、しかし同時にまた、財政ということも頭に置かなければならぬなというところでございまして、まあそこが負担するかどうかで、公共事業の拡大その他で、早く言えば経営を拡大したいわば大企業が持つてはいじやないかというふうな受けとめ方ができるような御発言に思つたわけでございますが、まあ当面しかしなかなかそういう対応というのができない。

また同時に、この法律がもし通りましないと、四月早々から予算が通つていゝ段階もございまして、そうなりますとどうして予算とのギャップになつてしまふ。私なんか素人考えれば、それはもう補正予算を組んで財源を回せばいいじゃないかというのが出てくると思つてございまして、まあ今のような円高、せつかく原油下落で少しは息がつくかと思つたら円高という状況になつて大変財源というところも厳しいことになつたわけでございますが、そういうことになると大変なギャップが出るのでございまして、そういう点にはどんなふうにお考えをお持ちなのか、そういうところを教えていただければありがたいと思ひます。

○参考人(遠藤見君) 行政と財政をどのように考えるかというところ、そして最近の厳しい財政環境の中で一体どういう方向が考えられるかという、そういう御趣旨の御質問のように受けとめたわけ

でありますけれども、行政と財政というときに、やはり現実問題として一定の財政の枠がそこにあるというところで、このことはもちろん否定はできないわけですね。しかしその行政を通して、もつと云うなら基本的な政策のところで、財政の制度あるいは運営を必要方向へ転換していくことももちろん可能であるわけですね。

そしてそういう場合、私が重視をしたいと思ひますのは、行政の力で財政を変えていく条件といふものを国の場合と地方公共団体の場合とを比較をしますと、地方公共団体の場合はこれはもう著しく乏しいわけですね。例えば税制一つにしても、地方税法という国の法律で縛られていゝということがございまして、あらかたの財源というものは既に普通税のところで拾つておりますから、法定外普通税といつてもなかなか思うに任せない。そういうことになりまして、国、地方を含めての今の財政困難の中で必要な政策あるいは行政の水準を維持しようといひますと、やはり国のところでの努力の責任といひますか、それが占める比重といふものが極めて高いんではないか。それを地方のところにかぶせるようなことをいたしますと、地方の場合はまさに先ほど私が申しましたのとは逆に、財政の枠に縛られた中で行政の選択しかできないというところに追い込まれるわけですね。

ですから、今も御質問の中で福祉の問題ももちろん重視をされているということをおしやうたわけですが、余り具体的なことをあれこれ申し上げるものなにかと思ひますけれども、今私全国で五つの市の財政分析をやつておりますけれども、本当にさまざまな影響が昨年の一律カット以来あらわれてきているわけですね。ですから、そういう点で私は財政の基本的な弾力性という点では国と自治体の場合大いにそれが違ふんだというところをあえて申し上げたいというふうに思つております。

それからいま一つの、国のところでの円高問題がとりわけ今直面をしているところでありまして、けれども、そういう中で経済活動をめぐる一定

の困難、これは当然あるわけですが、日本の企業の大変強い成長力、体力というものを、これは今もうまさに世界第一位の力をいう点では持つてゐる。これは、一九七四年以降の国際的な不況の中での経済成長の実態を見ましても、シンガポールのような小さな国はちよつと別ですけども、やはりヨーロッパ諸国、アメリカと比べて日本がはるかにそれをしゝてきたわけですね。ですからそういう中で、だからもう国の財政もますますお先真っ暗になるというふうには考える必要はないんではなからうかというふうに思つてゐるというところでございまして。

○矢野俊比古君 山本参考人にお尋ねをさせていただきますが、山本参考人は学識経験者であられるわけでありまして、先ほど、例えば三月、予算を地方の方で決めになつてもなかなか国の負担が決まらぬとやりくりが大変だ、不足分は後で交付税で埋めるといつたつてそれは実際非常にやりにくいものだといふふうなことがございまして。先ほど二百億といふような数字をちよつと伺つたんでありますが、当面四月に実施をやつて、いゝんな手配はことは政府当局も昨年の教訓を学んでやつてゐるわけでありまして、現実一月ばかりで例えれば後から不足分を云々と言われてもという場合、いわゆる借入金をやるとか、地方公共団体ですら地方債がその後すぐあるのか私もありません。これは私は素人考えでございます。あるいはそのための金利負担というふうなことも出るんだらうと思ひますが、仮に一月今のような現状ですと、穂波町としてはどの程度財政を、過大な負担を強いられるというふうなことになるんでございまして、もしおわかりならお話しいただければ幸ひでございます。

○参考人(山本滋君) 私が二百億と申しましたのは、昨年の失効事業の一割負担に関連して、政保については地方財政計画の中に入れるけれども、入れ切れない特殊な面があるということから特別に二百億を組んだ例があるわけですが、全体とし

て。どういふふう配賦しましたか、私どもの方は町でございますので、生活保護は受けておりませんので、やっておりませんのでその点はありませんが、失対事業等についても福岡県等は非常に多いでございます。私の方の四百二十五名だけでも高知県一県分あるというふうな状況でございますので、そういうのが地方交付税の算定基礎の中に入られても、特異なものとして入れられない、入り切れない部分が出てくるんじゃないか、そういう部分を別途に見ていただくべきじゃないかということをお願い申し上げます。

それで、これについて申し上げますと、ただいまのところ穂波の年間予算が四十八億でございます。そのほかはまだ一億九千万組めないものがあるわけですが、組むべくして組めないものが。そこで空財源で組んでおられる状況でございます。そうしないといふ交付税でふえるのかどうかでふえるのかわかりませんので、そういう形をとっております。それは最終的には何とかなるんじゃないかと思ひますが、ならぬときには、例えば先ほどの四百二十五名の方に対して冬と夏に見舞い金をやっております。夏が三万円、冬が五万円、それも四百名ぐらいたると二千八百万円ぐらになるわけですが、そういうのを切らざるを得なくなる。これは法律で決められた問題ではありませんが、それは切ってもいいわけですが、それは生活の中で毎年やってきておられるものですから、それを切るといふことは非常につらいことになりまして、何とかそうならないように財源措置についてはつきりしたものを提出したいと、こう思っております。

○矢野俊比古君 大変地方行政の上で御苦労なさっているということで、私もいろいろ先ほどお話しになったように予算と法律が一体になるような形でなきゃならぬじゃないかというおしかりはよく反省をさせていただきたいと思ひますが、私最後にお三方申し上げたいわけでございますけれども、先ほど前半の地方公共団体の代表の方々のときにもちょっと伺わせていただきました。

た。

先ほど館先生が、こういう費用分担の場合に行政事務の合理化とかあるいはまた整備ということになるんじゃないかということでございまして、これは先ほど事務分担が入るかどうかという形とは別で御質疑がありました。私はそういうことで考えると、どうもやはり今回のように財源というふうな面からではなくて、やはり根本的に地方行政の内容、いわば国が委任する事務あるいは自治法に定められている固有事務、こういうふうなことがあるわけでございます。また、委任事務の中でも機関委任あるいは団体委任とかいうふうなような区別をもう一回自治法の見方を整理して、それでそれぞれの固有事務であれば確実に地方財源がきちっと手当てできる、交付税ではこういうところに持つてくる、あるいは自主財源がどうだと、こういう議論があつてしかるべきかな、こう私は思つておられるわけでございますが、そういうことを考へてお三方からひとつ御批判をいただきたい。それによつて私の質問を終わらせていただきます。

○参考人(館龍一郎君) お答えいたします。

私も、今先生が御指摘になったように、基本はまず地方と国との間の事務の分担をどういうようににするか、そういう問題から始まつていくべきものであつて、お金の方から先に決まつていくというのとは、これは本末転倒のそしりは免れないというふうに思ひます。ですから、できるだけ時間をかけて、そういう点についてさらに検討を進めていくというのが望ましいということには全く賛成でございますが、ただ場合によりまして臨時緊急の場合もあるだろう、財政がどうにもならないというふうなときもあるだろうとは思つております。

○参考人(遠藤見君) 私は、日本の戦後の憲法のもとでの、憲法的な理念を体した地方自治の充実にわゆる戦後改革の段階での積み残しの課題というのがずっと尾を引いてきているというふうにか

ねがね考へております。

地方自治法の改正というのはすぐに行われたわけですが、それを裏づけるべき財政の改革がおくられて、例の昭和二十四年のシャウプ調査団の勧告があり、そしてそれを受けて昭和二十五年に地方行政調査委員会、略称神戸委員会ですが、ここから柱として言いますと四つの答申が出されたわけですね。第一点のいわゆる地方独立主義ですが、これは私は五〇％実施されて五〇％残つたというふうにしてあります。五〇％といふことは、固有事務を自主財源でというふうな今矢野先生の方からおっしゃいました、それが賄い切れるだけの地方財源が与えられなかったということとでございます。それから答申の二点目の地域間の財政調整、これは一たんは一〇〇％実施をされた、それが地方平衡交付金制度であつたというふうに私は思ひますけれども、しかしそれはその後昭和二十九年の改正で配分権を当時の自治庁が握るということになつて、私なりの評価からするとややその後、後退をさせられてきた。

ところが、あとの三番目、四番目は全く答申が実施をされていないわけですね。三番目は補助金の原則全面廃止であります。そして四番目は、それに見合う事務事業の再配分、逆に言いますとその再配分をやり、そして補助金を全面廃止しても第一番目の地方独立税と二番目の地域間の財政調整でもつてまさに政府から相対的に自律性を持つた地方自治が運営できるという、こういうような答申であつたわけですが、それが残念なことに財政学の中では専ら流産をしたという表現を使つておりますけれども、そういうことで今日に至つております。

ですから、そういう意味合いで事務事業の分担関係の抜本的な見直しと、そしてそれを受ける財政制度のあり方についてもやはり抜本的な見直しというのが大きなき課題として今日存在をしております。そういうふうには私に考へております。

○参考人(山本滋君) 地方自治団体と、県も含めてですが、国との事務の再配分をはつきりやる、

そしてそれに見合うところの税の配分も行う、そういう中で、自治団体が今三千近くありますが、その約半数はそれでできる、行えないものを前の平衡交付金制度のような形で引込んだところを埋めてやるといふ形にすべきではないか。今のうちに大部分の自治団体がもたなければ生活といたしまして、自治団体として生活できないということでは自治にならないと私は思ひます。

○矢野俊比古君 ありがとうございます。終わります。

○中野明君 公明党の中野明でございます。御三人の参考人には大変きょうはありがとうございます。特に館先生は、昨年に引き続き御足労いただきまして恐縮しております。

まず最初に、館先生にお伺いをいたしますが、先生補助金問題検討会の一員ということでございまして、ぜひ私もきょうは会長さんにお出ましを願ひたかつたんですが御用事があつたようでございますので、お伺ひいたしますが、この補助金問題検討会というのはどういう性格でどういう権能を持つていらっしゃるというふうに先生は御理解されておりますか、ちょっと教えてください。

○参考人(館龍一郎君) これは御承知のように、もともと国会での審議の過程を経まして、そしてさらに三大臣の間での申し合せということを受けてあり方を検討する、そういう研究会であるというように承知しております。

○中野明君 きょうはそれを議論する場所ではございませんが、最近いわゆる私的諮問機関というのが続発して、そしてその報告がひとり歩きをしていくという傾向が強いものですから、ちょっとそのことについて触れてみたいわけですが、昨年、先生御承知のとおり補助金特別委員会でも大変な問題になりました。要するにその結論として総理大臣も国会で約束をなさつたのは、国と地方の役割分担をはつきりさせて一年後には結論を出します、だからことし一年暫定にしてみたいといふと、こういうことでございまして。その補助金問題関係閣僚会議の要請を受けての検討会なんです

によってこの場合は対応が違ってくるかと思ひますけれども、これも私が調査をやっております人口急増の大府の大東市の場合ですと、恐らくこの措置がとられることによって公債費の比率が起債制比率ぎりぎりを超破するか少し前とまるとかという、そういう非常に深刻な事態がつくり出されることになるのではないかと。

ですから、最初の陳述でも申し上げましたように、財源措置をやったということが言えるということであれば、これはもう当然交付税そのものの増額、具体的には国税三税三三〇というその率の引き上げによって処理した、そういうことであれば財源措置を行ったということが言えますけれども、そうではありませんから、私は財源措置はごく部分的にしか行われなかったというのが今回の措置についての正当な見方ではないかというふうに思っております。

○佐藤昭夫君 ありがとうございます。

○栗林卓司君 民社党の栗林でございます。

お忙しいところを貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。いろいろ教えていただいた点があるのでございますが、同僚委員からはほとんど出尽くしておりますので、重複を避けて一点だけ、館先生と遠藤先生にそれぞれ御所見を伺いたいと思ひます。

今議題になっております補助金特例法案でありますけれども、この法案について先ほど地方自治体の代表の方がおいでになって、ああ、あと三年間はとにかく変わらないんですかと、こうおっしゃったんですが、なるほど三年間の暫定措置になっておるんですが、暫定措置は三年間変わらないと、そう簡単にのみ込んでしまつていいのだからかという質問なんでありまして。

例えば、昨年の十二月二十日の財政制度審議会の答申を見ますと、非常に熱っぽく補助金の整理合理化の必要性等について書いてございます。確かに今十四兆になんたというわけの補助金等の八割が地方公共団体向けでありますから、この整理合理化なしに行財政の改革なんてあるはずが

ないのであります。したがって、とにかく昨年の補助金一括法案をやつと上げるんで、そのときの条件めいた格好で補助金問題検討会をつくつていろいろ検討したんだけれども、非常に問題が難しいものだから途中でやめちゃうてまあこの辺で暫定でいいかという、こんな感じが私はしてしようがない。したがって、補助金整理合理化の前提になる国と地方の機能分担にしても突っ込んだ議論にはなかなかならない。とりあえずは三年間は暫定でいいや、こうなっているように私は思ふんですが、ではああそうかと読み下してしまつては余りに問題が大きいんじゃないか。

というのは、補助金というのはそういう格好で捨てておいていい問題ではございませんし、しかも今政府が何を言っているかといふと、税制の全般にわたる技術的見直しということをやっているのではありません、そうなつてまいりますと、国と地方の税源配分にしても当然それはその中へ入ってくる。それも、ではこれは地方に持つてこよう、これは国に持つてこようじゃなくて、その前には、一体国と地方はどういった分担で仕事をするのかというところが当然突っ込んだ議論になつてなければいけません。それはこの法案が通つて通るまいと、通つたからといって手を緩めないでまさに真剣に取り組まなければいけないのではなからうか、私はこんな気がするんです。

遠藤先生からはこの法案を否決してくださいというふうな御趣旨がございましたけれども、これは地方自治体が人質に取られては困るものですからとても否決などという処置は国会としてはできない。といつても、税の国と地方の配分も含めて、しかも補助金問題は逃げては通れないわけですから、そうすると、もう国と地方の機能分担を含めて真剣に取り組むんだということを政府に約束させてこの法案はとりあえず処理をしていくということが一番正しい道なのではないか、私はこんな気がするものですから、この点につきまして館先生と遠藤先生に御所見を伺いたいと思ひます。

○参考人（館龍一郎君） 先ほどもちよつと申し上げたのですが、今回の補助金の整理が私の観点から見て十分なものであるかという点になります。私の観点からは必ずしも十分とは考えておらない。国民の多くの方々は補助金問題について、先ほど申しましたようにいろいろな箱物が地方にできたり何かするのを見ておまして、何か地方には余裕があるのではないかと、もう少し整理合理化したらいいんじゃないかと、そういう不満を強く持つていらっしゃるんですね。そういうことを考えますと、到底十分なものであるというように考えておりません。財政制度審議会が非常に強この補助金の整理合理化を主張したのはそういうバックに立つものだと私は理解しております。

ところで、検討委員会がこの問題を初めから暫定措置として検討したのか、難しいから暫定措置として検討したのかと言われれば、恐らくそういうことはなかったであろうというふうに考えております。実際に法案として取り上げられたのが暫定であります。ただ、検討委員会としてはこれで全部の見直しができたとしようには考えなかつたというところだけを申し上げておきたいと思ひます。したがって、今後ともこの問題についてノータッチでいけるという性質のものではないというように、特に現在のように国債依存度が非常に高いという状態で、それをほうつておいたら一体どうしたらいいのかということを、参考人がそういうことを申し上げては失礼なのですが教えていただきたいというようにさえ思ふぐらいでございます。そういう意味では、少なくとも三年間このぐらゐの措置がとられて当然であると多くの人は考えておるのではないかと、このことを率直に述べさせていだきたいと思ひます。

○参考人（遠藤見君） 私二つのことを思うわけですが、一つは、どうもこの三年間という期間がこれで終わるやうにない、恐らくこれがさらに期間の延長みたいなことになるのではないかと。その理由は、政府の方の、いわゆるであります国家財政再建、昭和六十五年までに例の赤字国債ゼロ

という、これがもはや不可能になったということでは明らかであります。ですから、仮にこの三年間の最終年度が、そういう意味での再建であるとしても再建の最終年度であつたとしたならば、そのところでの期間が終わるということとはあり得まいやうけれども、そういう点で困難であろうというふうに思ひます。

そして、よりもっと重要な問題としては、やはり補助金問題の抜本的な見直しという事柄の持つてくる大きな意味が重大な点であると思ふんです。ある意味では日本の行政のありやうを根本的に変えるという、それであつて初めて私は言葉の本来の意味での抜本改革だということに思つておりますけれども、これを国民的な合意の中で実現していくということになりますと、日本の財政民主主義の不徹底といひますか、財政全体が国民にまだまだわかるような形にされていないということがあり、そういうことがきちんとしてやられた上で、例えば私かねがね、国政選挙の基本的な争点に地方財政問題がなるということが二度ぐらゐないというふうなことを思つてきたんですけれども、そういうことも含めて、かなり長くなることであらう。そうしますと、ますますこの三年間の暫定ということがどうも怪しいではないかというふうに思わざるを得ないということになります。

○下村泰君 私は二院クラブ、革新共闘の下村でございます。今度の措置は、当然国の方に金がない、お金の余裕がないからこういう措置がとられてきたんだらうと思ふんです。私は経済の方はまるで素人でございまして、館先生に伺ひますけれども、歴代の総理大臣が昭和六十五年までには赤字国債を脱却するんだと言つておられますけれども、ともすればうまいききやうもない。そうしますと、果たして六十五年までに赤字国債が脱却できるのか。できないとするならば、あと何年ぐらゐかかつたら国民に借金全部返せるのか。このこととこ

るをちょっと教えていただきたい。

○参考人(館龍一郎君) 大変難しい問題でございまして、ここで私がこうなるといふようにもお答えできませんけれども、さしあたり今のような状態であれば、脱却するということが目標にしながら全力を挙げてやってみるということがまず第一であるというように考えております。

○下村泰君 私はこういう問題というのはとにかく素人で、一体どういうふうにするにせよになるのか。通常我々庶民の感覚から言えば、借金している方が威張っているんですから、日本という国は。普通ならば借金している方が頭を下げなければいけないのが、借金をしている方が威張って、ああやったりこうやったりいろいろなことをやっておるわけです。しかも、言っていることとやっていることとまるで違つて、一つも言っていることとの方向に進んでないんですよ。ですから、私なんか素人ですから経済学というのはいくらもわかりませんけれども、先生の方は専門のお立場なんですから、個人的な意見で結構ですけれども、どのくらいいければ、つまり現在の措置と方法でいつてどのくらいいければいつころなくなるというような予測はつきませんでしょうか。

○参考人(館龍一郎君) いろいろな条件に依存しますから、必ずどういふようになるだろうというようなことは、まさに経済は御承知のように生き物でございますから、そのときどきの状況で、かつては例えば第二次石油ショックが生ずるといふようなことはないだろうと思つて、もつと早い機会に財政再建ができるんじゃないかと考えていたところに、第二次オイルショックが起こつて税金が思いきり減少してしまうというやうなことが起こるとか、そういうことがありますので、ここで完全にこうなりますというやうなことはとても経済学者としても申し上げかねます。

しかし、先ほど申しましたように、国債を出してもいいんだという考え方も一方にはあります。しかし、先ほど言いましたように、どうしても財政の硬直化が進んで税収の二〇%、それを超える

ようなものが公債費に先取りされてしまうというやうな状態からは早く脱却しなければ、本当に財政支出を必要とするときに財政支出を行うこともできませんし、本当に必要な分野にも財政支出を行うことができないということになつていくというやうに考えるものですから、もちろん社会保障関係も重要であるということばかりです。いろいろな補助金はみんな重要だからこそかつてそういう補助金が出されたわけですから、しかしこういう状況なので少しお互いに負担を分かち合つてやつていただけないだろうかというのが今度の案ではなからうか。そういう観点に立つて私はこの案に賛成しております、こういうことでございませう。

○下村泰君 あと二分でございます。済みません、遠藤先生、私が今質問申し上げたんですけれども、その件に関して御意見がございましたら二分でまとめていただきたいと思ひます。

○参考人(遠藤晃君) 私はやはり政府の決断にかかつていふことだと思ひます。ことしの場合、赤字国債ゼロを目標にして一兆円をというのが、結局四千八百億円ばかり残つたわけですね。具体的に考えますと、その四千八百億円をどこかの歳出を削つて、私の主張でいへばこれは防衛予算とか対外経済援助費ですけれども、それを削ればことし一兆円の赤字国債減ができたわけですね。もちろん外的な環境、経済等々のことがありますがけれども、私は政府の政策的な決断、それが転換されるかどうか。されなければ到底六十五年というのは無理であつて、今のペースをそのまま延長しますと、それがさらに二年ないし三年延びることは必然ではないかというふうに思ひます。

○下村泰君 どうもありがとうございます。

○委員長(嶋崎均君) 以上で学識経験者の方々に對する質疑は終わりました。参考人の方々には、貴重な御意見をお聞かせいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。次第でございませう。(拍手)

明二十四日午前十時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時十七分散会

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局